

第8回相良村議会12月定例会会議録

令和7年12月11日（木）開会

（第2号）

相 良 村 議 会

令和7年第8回相良村議会定例会（第2号）

令和7年12月11日
午前10時00分開会
於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 古川 涉 君	6番 坂 田 朋 美 君
2番 恒 松 隆 生 君	7番 徳 田 正 臣 君
3番 嶽 本 浩 則 君	8番 黒 木 正 照 君
4番 梅 山 弘 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 川 邊 一 徳 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（10名）

村 長 吉 松 啓 一 君	企画商工課長 佐 竹 淑 子 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	税 務 課 長 平 川 千 春 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
保健福祉課長 平 田 智 博 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
会 計 管 理 者 岡 村 哲 臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯 田 昌 臣 君



日程第1 一般質問

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので、順番に発言を許します。3番、嶽本浩則議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) おはようございます。3番議員嶽本です。私から2件通告させていただきました。まずは1件目、外出支援についての質問です。何らかの支援がなければ通院や買い物等が困難な方に係る本件について、半年前、6月議会でも質問させていただきました。その後の検討状況、進捗状況をお尋ねするものです。半年前にはですね村長から、スクールバスの、いわゆる混乗、子供たちが乗車しているときに高齢者等は乗せないと、混乗はしないという説明がありました。ただし、スクールバス車両を、空き時間に外出支援に利用することは考えられると、そういう回答がありました。役場ではですね、高齢者や障害がある方などの外出支援は保健福祉課が担当になるかと思えます。そしてスクールバスは教育委員会、公共交通は企画商工課だと思えますが、特に企画商工課では、公共交通の将来を考える業務を担当しておられるということで。ただですね、外出支援策として、今できること、急いでやるべきことと将来のですね、公共交通再編に整合性を持たせるためには、企画商工課の役割が重要ではないかと思えます。この、半年の間に、各課でですね、どのような検討協議がなされたのでしょうか。今後について方向性はある程度定まったのでしょうか。企画商工課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長お答えします。現在、ご指摘のとおり、村の地域公共計画の更新に伴う作業を進めております。その中で、教育委員会、社会福祉協議会、乗り合いタクシー業務の委託先、路線バス事業者、あと、関係する自治体を対象に、現状と課題の把握、また今後の取り組みについて意見交換を含むヒアリングを実施しております。スクールバスに関しましては、教育委員会のヒアリングの中では、登下校時の混乗は定員、バスの定員ですね、の条件もあるため、利用は難しいということでしたけれども、登下校以外の利用について、校外事業等もありますので、そこでの調整が難しい場合もあります。そういった時間帯を避けたもので、各種調整が必要ということですが、学校や関連する部署など、可能性の検討を今後も進めて参りたいということで話をしております。また社会福祉協議会へのヒアリングに関しましては、他の自治体で、有償タクシーなどの事業も進められているということをお話しております。ただし、人員の体制とかがですね、やっ

ぱり必要だというところのことと、あと、社会福祉協議会の窓口で把握されている公共交通に関するニーズに関しても意見交換をしたところです。その中でですね、やはり、今後、高齢者の増加、独居される方の増加が心配という声が多かったのが現状です。続いて、乗り合いタクシーの受託者へのヒアリングに関しましては、実際、今、乗り合いタクシーを運行されておりますので、その中で、利用者からのニーズ辺りをお聞きしたところです。乗り合いタクシーだけでは難しいというご意見もいただいております。路線バスに関しまして、今、産交バスさん走っていただいておりますけれども、産交バスさんとの協議の中でもですね、利用者は確かに減っているといったところの話と、あとは路線バスは近隣自治体との調整とかも必要ですので、そういった調整を丁寧にやっていくということで、お話し合いを進めているところです。今後の方針につきましては、そういったすべてのことをですね、いろいろ網羅したところで、県と3月末の公共交通の見直しの後の計画の公表に向けて取り組みを進めて参ります。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) 説明をいただいたところですが、将来を見据えてですね、しっかりとしたプランを作ってもらうことはもちろん重要ですが、一方で今現在、困っている方がいるという視点を持つことも大事だと思います。知恵を出し合えばすぐに行き止まりになることも多いのではないかと思います。前向きな検討をお願いします。関連ですが、やはり半年前にですね、球磨人吉地区の公共交通網の再編を広域と市町村レベルで検討されていること、九州産交の路線バス維持のために、相良村が年額5,000万円を負担していて、今後も負担を継続するのは困難と考えているということを村長と企画商工課長から説明を受けました。また、将来的な話としてはですね、路線バスの廃止や、それに代わる移動手段としての、コミュニティバス導入等も検討されているという説明でした。今がですね、次年度事業と予算を検討する時期かと思います。次年度とそれ以降に向けての検討状況を聞かせてもらえればと思います。企画商工課長。よかですか。すみません。お願いします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。路線バスのあり方については、おっしゃるとおり運行事業者、また近隣自治体ということ五木村、人吉市などと、今、自治体との間でも協議を進めております。協議につきましては、何度か場を設けて、現状の把握と今後の方向性についても実際議論をしております。村としても、路線バスの見直し、減便にするか廃止にするかということも含めて、村長含めて協議をしております。新たなコミュニティ交通として、まずはコミュニティバスの方を複数便走らせてはどうかということで今話し合っております。将来を見越したとこ

ろで言いますと、有償タクシーなどの導入も検討しておりまして、近隣市町村への接続、また走らせるコース、ルートなども含めて複数パターンを想定して検討しております。今年度末までには、関係市町村との協議、また運輸局との協議も必要ですので、その協議を経た後に、村とあと人吉球磨管内の地域公共交通会議の中でも協議をしました後、そういった調整、もろもろの調整を経て、今年度末には方針を固め、また予算についても検討を今しているところでございます。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) 移動手段の確保というのはですね、住みやすい村づくりには欠かせないと思います。今後も前向きな検討をお願いします。それでは村長にお尋ねします。外出支援全般についてはどのような考えをお持ちでしょうか。各担当課には、急げる部分は急ぐようになどの指示はされているのでしょうか。お尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。今担当課が言いましたが、やはり交通弱者といえますか、そういう方が多いわけですが。我が家の前まで来るような事業はなかなかできないと。今デイサービス等もされておりますが、我が家まで送り迎えされます。釈迦に説法ですが、一番介護5の人は1万1,000円かかります。1日。ですけども9割が国、国県村で持っておりますが、1人は1割だけ、1回来るのに。だから一番介護1の人は650円ぐらいですので普通考えれば、7,000円から8,000円。その中で本人負担は1割ですので700円か800円で、自宅まで来ると、そういうふうな認識で。その中で、村も一般財源をよく担当に精査させましたところやはり1回について、1割は出すと。ひとりひとりに1回に1割ですから、多い人は1,000、何百円になるわけですが、やはり800円単位でやるものですから村の負担はそれだけかかりますが、それと同じような交通体制は、それは当然できないわけですので、今考えているのは、5,480万かかります。産交バスに。人吉は2,000万、球磨郡でうちが、ずば抜けて高いわけです。これは、どういうことかといいますが、乗らない路線が多い。基準がございますので、基準を達したところについては県が補助します。村も補助しますが、足してないルートがある。例えばですね。過去に川辺分校柳瀬分校を廃止したときに産交バスを通さないと子供たちは遠いんだということで、産交バスを十島井沢に通しました。それがスクールバスになりました。当然スクールバスになったんですからその産交バスのルートは廃止しなければなりません、そのままになっております。それと茶湯里のルートもあります。これも別ルートで茶湯里まで行くようにということで、村の方が申請してそのようなことになっておりますので、だんだんだんだん路線がですね、乗らない路線が増えて、5,400万になったということで、3

番議員が前回も言われましたが、結果的には、村の人がみんな空気を運んどったいと軽く言われますが、5,400万かかるわけです。よって、いろんな交通体系で協議して産交の木上線ですね、吉野尾柳瀬を通ってる線については、そのまま産交を広域ですので、そのまま、維持したいと思っておりますが、縦の線については、来年度はもう見直すと。よって今年度予算から、この5,480万を有効に使ってやっていくと。ルートです。ただ、極端な話ですが、上四浦から初神通って大谷に通って晴山通って、川辺通って実、朝ノ迫を通って、また深水戻って井沢通って、十島通って、人吉に行く。そういうルートも絶対できませんので、そうまずは縦線の背骨を上四浦から、もう柳瀬は別のルートがありますから、変電所までどういったルートするか。それを含めて、今もう本当に検討の検討でしているところです。よって来年度予算に反映するように。ただもう、今担当に話しているところは、5,400万を有効に使うように。これを削れじゃなくて、これ増やすんじゃないで。5,400万が、あんまり村民の目からしますと有効ではなかったような気がされますので私どもそれも含めてですね。今まで路線を通していただいた産交さんには、ありがたく思っておりますが、やはり他の町村もそうします。上流の五木村も単独でやるということになればですね、うちはうちでやると。もう山江はすでにやっておりますので。ただ、運輸省の関係で同じルートは通られませんのでそれをどういう、どうやっていくか本当に今検討して、3月の当初予算に、ある程度のルートは出ささせていただいて、金額もですね、落とすんじゃないで増やすんじゃないで、その中でどうにか有効にできないか。今役場で検討しておりますので、いいアイデアがあればですね、随時聞きながらやっていきたい。ただ広域的なことだもんですから、もうどこの町村も単独でやっている地区についてはそうやっていくと。再三申し上げましたとおり5,480万も飛び抜けてうちが多いもんですから、それをまた有効にどうにかできないかということで、産交さんも含めて今協議しているところです。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) 村長の考え方は理解しました。今後もですね、前向きに、急げることは急いでやっていただくようお願いしたいと思います。次に通告の2件目です。職員数と業務量についてということで、質問をさせていただきます。私が調べたところではですね、相良村の正職員は条例で定めた定数が80名ということでした。11月時点で、職員の現員数65名と、80名に対して65名と聞いております。一方でですね、村の標準財政規模、25億円ほどというところですが、それに対して令和7年度一般会計当初予算は57億円を超えているということで、この数字だけを見てもですね、役場の事務の現場に過度な負担が生じているのではないかとというふうに推察します。村長はどのような考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○**村長(吉松啓一君)** 今職員数については66名ですかね。よってですね、いろんな考え方があってと思いますが、職員は66名で、会計任用職員さん13名。それと学校に村費の関係が9名おられます。それと、今度のご存じの社協が6名、それと別に茶湯里経由で給食のお世話をさせていただく人が5名ですかね。そういう人達を全部合わせると100名になるわけです。それを人件費でしますと6億近くなりますので、基準財政需要額の25億から6億するともう25%人件費で終わるということになれば、道路もできないし、何もかもできないわけですのでそういうことはなかなかできませんが、それは硬直した行政になりますけども、やはり、職員数は類似団体と協議して、70名弱ぐらいが、行政的にも仕事の的にも、そういうふうな考えでおりますが80名という定員は、前は88名だった。それを80名にした。この80名も本当は70名にしていわけですが、これは余分に10名してあるのはですね、いろんな災害が起きて、そのときに長期入院される職員の方が、もしも10人入院されたときに、新しい人を会計任用職員で10人入れるか。或いは、若い人をまずは職員として入れて、それから年次で調整していこうという救急の場合の定員の80人ですので、これを80まで伸ばすじゃなくてですね、基準は70前後と70よりも以下ということの基準でもやっております。先ほど言いましたとおり、人件費が全部合わせると6億かかりますので。それと基準財政需要額を言われましたが、これは、基本となる税金4億ぐらいですけども、それと地方交付税の19億、20億。そして、それを合わせたのが基準財政需要額で、それでは到底運営できませんので、普通は今53、50億を超えておりますが、40億弱が標準だと今までの予算からですね、すると。今は災害復旧もしております。いろんな事業をすると予算も増えてきます。職員もそれだけ頑張らなければなりません。私がこれ私の感じたことは、令和2年の災害のとき、あの処理にですね、職員はもう一生懸命やって、この職員もこれだけ働くんだなあということがみんなわかったと思います。みんなが協力しないと災害復旧ができなかった。よって一人一人がですね、朝晩いろんな交代をしてやってくれたと。本当にあれを私はもう思い出すと感心しております。やはり、あれが職員の底力だなあと。ただ、ああいう状況を毎回毎年作るわけにはいきませんので、やはり職員の健康も留意して、それと村政も見て、一番は村民の生活に支障がないようにやっていきたいと。ご指摘の職員数、会計任用職員の配置の仕方とか、今後も検討して参ります。ただ朝礼でも、職員にはですね、早めの健診早めの休暇をとってくれという話はしておりますが、その配置等を人員等についてはですね、ある程度の規定によって、やっていきたいと思っております。以上でございます。

○**議長(永田博人議員)** はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○**3番(嶽本浩則議員)** 丁寧な説明ありがとうございました。私としてはですね、職員が疲弊して、仕事に振りまわされ、振り返る余裕もないような状況というのは、好ま

しくないというふう考えたので、一応質問をさせていただき、説明を求メートルものです。村長にはですね、今回質問を、問題提起ということで受けとめていただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○

○議長(永田博人議員) 次に、5番、川邊一徳議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) おはようございます。5番、川邊です。今回4件の通告をしております。よろしくお願ひします。まず1点目の、蜂の巣の駆除に対する補助についてですけれども。地球温暖化のせい気温のせい、近年、軒下の人が目につくところに、この蜂の巣がかけられることが多くなってきた、今スズメバチ等が脅威です、この駆除に対して苦勞されていると思います。そこでこの蜂の巣の駆除に対して、現在、民家等にスズメバチ等の蜂の巣がかけられた場合、それを業者に依頼した場合に、補助金等あるのかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(平田智博君) おはようございます。保健福祉課長お答えします。補助金につきましては、本村では蜂の巣駆除に対する補助制度は設けていないところでありまして、今年度ですね、相談の方が2件ほどございました。内容的には蜂の巣の駆除をどこにお願いしたらいいのかといった内容でございまして、民有地でありましたので、シルバー人材センターの方を紹介しております。また直接シルバー人材センターの方へ相談された件数も確認したところ、7件あったということで聞いております。その際ですね、シルバー人材センターの方で駆除される場合の費用が大体5,000円から7,000円と。これは、金額が違うのは巣の大きさや、駆除する場所によって異なってくるということでございました。以上でございます。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) この駆除に対してシルバー人材センターの方でされるということで、私も勉強不足で初めて知ったところです。この、蜂の巣は知らない間に一気に大きくなってしまい、大きくなってからは手がつけれない状況で、1歩間違えば亡くなる方もいらっしゃる危険な生き物でございます。補助について今回お尋ねしましたけれども、この地域ではないんですけれども、よその地域では、専門の業者がいらっしゃるみたいで、その費用に対して、3分の2を上限1万6,000円ほど補助したり、20%を上限を1万円で補助したりされているわけです。今後、この蜂の巣に対する相談っていうのは増えてくるのかなと思っているところなんですけれども、この駆除に対する補助について、今は5,000円か7,000円、シルバー人材センターが対応していただけてますけれども、やっぱり専門的な知識も必要ですので、もし、シルバー人材センターで対応できなくなった場合には、費用的な面で大きくなってくるのかなと

思います。そうした場合、何らかの手当が必要になってくるのかなと思いますけれども、何かあればよろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 今、なかなか高齢化もあって、蜂の巣を自分で駆除できないという方が増えて、担当が7件と言ひましたけども5,000円から7,000円で処理していただく。ただ、それは自前だということで、業者に頼めば1万円から1万5,000円、高いところは4万円だそうです。よって今のところ、その巣の大きさもありますし、少しの巣でも補助するのかということも出てきますので、窓口をですね、まずはシルバー人材センターにして、その中でどういうふうに対応するか、もう業者でないかわからないということの判断ができれば、それに対して半分か、そういうふうなことは考えなければなりません。今のところシルバー人材センターの中に3人ほど駆除をしていただく方がおられますので、その方はもう安い金額でやっておられますので、それについても補助するのか、今日は今からしますってことは言われませんが検討させていただいてですね、その大きさは大小ありますし、蜂もミツバチからアシナガバチから熊蜂、いろいろありますので、それをどういうふうに関場とする補助の仕事ですので、関場の仕事はですね、やはり、補助とか巣の大きさとかそういう規定を設けないと、なかなか簡単にはいくらという補助はできませんので、それをちょっと検討をしまして、それからできる方向があればしていきたくと思ひます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 先ほど言われたとおり、シマバチとかアシナガバチとかスズメバチとかいろいろありますけれども、やっぱりオオスズメバチについては、個人で対応するのは非常に危険であると思っております。また、そういうふうに関シルバー人材センターさんで対応していただければいいのでしたら、そういうPRもしていただければいいと、皆さん、村民の方は、どうしようかっていうところで困っていらっしゃるって警察の方に相談されてる方もいらっしゃるし、やっぱりどうしようという方で悩んでいらっしゃる方もいらっしゃるし、そういう周知もお願いしたいと思ひます。次に2点目です。山手地区から中継局まで、村道についてお尋ねいたします。村道名で言いますと牛駄場山手線になるところです。この路線、以前は、中継山手の集落に入る道から、終点側、中継局側に向かつては以前は国の方で管理されていたのではないかと思っております。この中継局なんですけれども、2つの施設がありまして、1つは国土交通省の雨量観測所、もう1つは熊本県の施設がありました。熊本県については何の施設かは外から見た感じじゃわからなかったところ。そこでですね、もともとのこの路線っていうのは起点から終点は変わらなく、その中で国土交通省が中継局に行くまでの分、集落から中継局に行く部分を管理しておられたのか。それとも集落ま

では村道、集落から中継局までは別の道だったのか。この村が管理するようになった経緯についてお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長お答えいたします。現在の村道牛駄場山手線につきましては、まず、昭和53年12月6日にですね、終点側、山手中継局設置に関する工事用道路として、まず終点側ですね、山手の中継局から、当時は、中間の区間が私設の林道となっておりました。その区間までの約906メートル。それと、牛駄場から私設林道までのちょうど山手地区の手前になるんですけど、その区間について1,755メートル。この区間の施工引き渡し、それから完了後の道路使用許可について、当時は建設省でございましたので、建設省と本村の協定がなされております。この協定では施工は建設省、引き継ぎ後の維持管理は本村が実施する旨の確認がされております。それから、平成元年2月16日にも覚書がございまして、当時、中間の約4,720メートルの私設林道の区間。これの使用、用地、工事引き渡しについて協議がされてございまして、工事につきましては建設省、引き渡し完了後の維持管理は両者協議の上処理する旨確認されております。それから平成4年3月19日には、山手中継局からの906メートル、それから牛駄場からの906メートルと、私設林道の区間、4,720メートルの工事完了に伴いまして、引き渡し協議を実施して本村が受領しております。残りの牛駄場からの区間1,755メートルの区間につきましても、平成8年5月13日に引き渡し協議を実施して、平成9年の2月6日に本村が受領しているところです。その後、山手中継局、管理用道路として全区間7,381メートル、これにつきましては、村道として認定し引き渡し可能とするために、必要な改良工事を建設省が施工し、引き渡し後の維持管理については、本村で行う旨の協定、これが建設省の事務所長と当時の建設課長の間で平成9年3月10日になされて、平成9年3月28日に村道牛駄場山手線として村道認定されたものでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

{「はい。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) ということは、この維持管理の除草については、すべて村が発注して除草していたということでしょうかね。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 村道認定された後の村道の維持管理、除草ということですが、除草については、村が委託をして除草をお願いしているところでございます。

○議長(永田博人議員) 5番議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 今の答弁で2つ目の管理が変わったということではなく、村が管理していて、つくったのは国でつくった後の管理は村でしてくださいねっていうことで理解しましたので、2番についてはこういう費用はないということによろしいでしょうか。そうしますと、村が管理する路線ですので、現状、見て回っていただいていると思いますけれども、舗装の路面の状況が悪く、この中継局、まだ多分稼働していると思うんですけれども。管理等行かれる際も、また修復、施設の修繕あたりに行かれるため工事車両を通す場合にも、多少影響あるのかなというふうな路面の状況です。またかなり両サイドの木が茂っておりまして、普通の車両でも通行するのが困難な状態であります。国の施設、県の施設がありますので、どうかあちらの方から支援をいただけないものか。これは村長の方がよろしいですかね。お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、内容について建設課長が言いましたが、もう30年近く前に村が村道として認定したということです。よって、私も昔のことは知ってるんですが、一番初め山手夜狩尾地区には道がありませんでした。よって、あさぎり町の林業をされる会社が、自分の山に行くために五木に何千町、何百町何千町持っておられましたので、多良木町の宮ヶ野かな。あそこから上がって行って自力でブルで押されて、そのときに、アポロが月に到着したのであの峠をアポロ峠ということでされて、山手夜狩尾の人が、林業の会社に勤めておられて、できれば集落まで道を作ってくださいということで、上から下ってブルで押されて山手まで道を作られました。それから、今度は夜狩尾も道が欲しいということで、山手から横の道をきて夜狩尾まで道ができたということを知っております。それまで夜狩尾林道もありませんでしたので牛駄場までもなくて。その後、上に、今言う雨量計中継局を立てられて、道をつくるということで山手牛駄場間ちょっと急になっていますが、あれが1.7キロほどですので、あれはもう地域の方が楽しみでされたんですが、その先、上の5キロ600メートルぐらいは持ち主の方の山を通って中継局に行ってるんですが、どうしてその頃、その頃の書類も見ましたが、どうして村に移管されて村が取ったのかなあと私も不思議に思っておりますし、山手集落の上も災害復旧も2回ほどしております。よって、うちとすれば、山手までは村道として集落まで必要ですが、あれから上はもういらないなあと。廃止しようかなと思ってもいるんですが、そうすると国と県が困るかなと思いますので、この管理といいますか、いろんなことについては、やはり、国の方で、前国土交通省と覚書をさせていただいておりますので、国の方で見ていただいてですね、路線をです、見ていただいてどうか村の負担がないようにやっていただければ、村も管理ができるが今の状態では、もう村は、村道廃止した方が山手から上は廃止した方がうちは管理しなくて済むなと思いましたが、そうもいかないということになればで

すね、国の方でどうにかできる方法を教えていただければいいと。山手集落まで当然、牛駄場から山手集落まで再三言いました 1.7 キロについては、村がそれはしなければなりませんので集落ありますから。その上についてはもうほとんど県外の山もありますし、村民の方も、そこはもうあまり行く人がないということになればですね、再三言いましたとおり、いつまでも認定しとかなければならないのかなという気もしますが、これは村独自ではちょっとできませんので、県、国等とですね、協議してできるだけ村の負担がないような形でやっていかれば、それが一番いいと思いますが、内容はそういうことですので、村の方でも国の方と協議させていただいてやっていきたいと思います。以上でございます。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

○議長(永田博人議員) 5 番議員。

○5 番(川邊一徳議員) はい。費用負担をどこがするかっていうことは協議されるというところですけども、村道がかなりの路線数がある中で、どこもここも補修が必要な箇所が多くなってきておって、非常に村としては大変だと思えますけれども、この路線について計画等あるならお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。村道牛駄場山手線につきましては、特に山手中継局方面は通行量も少なく、特定の関係者に利用されている区間であると認識しております。まず長寿命化の考え方といたしまして、相当数の交通量であれば健全度も含めて損傷の進行は早いんですけども、少数の生活道路としての利用頻度であれば、損傷の進行も緩やかで長寿命化が見込める点から、相良村の舗装個別施設計画の中ではですね、優先順位は低い路線となっております。ただし、過去に木材の搬出などで、大型車両による路肩や路面の損傷の激しい箇所が相当数見受けられる路線でもございます。村長も答弁いたしましたとおり、山手中継局は国の重要な雨量観測基地局でもありまして、今後も保守点検等を含む機能維持に努めなければならないものであると認識しております。そういう中で、村の計画としてはですね、舗装関係の修繕計画もございますが、現在のところ村長が答弁したような考え方をもとにですね、令和 7 年 6 月 26 日に交わしていただきました覚書の中で、協議すべき事業路線として要望はいたしているところですので、今後、国の方とですね、協議をしながら進めていければというふうに考えております。以上です。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

○議長(永田博人議員) 5 番。

○5 番(川邊一徳議員) 本当に言われるとおりでと思っております。この路線の終点、山手中継局には、熊本県の大事な雨量観測施設、この施設で観測することによって河川の水位等も分かるわけでございます。この重要な施設があり、もう 1 施設熊本県の

施設もあるわけです。どうかですね、こういう2つのところが費用負担していただいて、健全な状態であと保てるよう要望をいたしたいと思います。3つ目です。相良村総合運動公園駐車場について、お尋ねいたします。相良村総合運動公園では様々な競技が行われており、明るい時間帯、そして、今は消防等で練習があつてますので暗い時間帯、様々な方が利用されるわけですけれども。この駐車場の駐車マス、白い線が今消えている状況です。駐車マスが消えている関係で指定された区域に車が止めることが難しく、はみ出たり、指定された想定された台数が停められないなど、また今後、出初式等もございますので、この駐車場の駐車マス、ラインについて駐車マスを引く計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長お答えします。相良村総合運動公園駐車場には仮設住宅がありまして、3月中に基礎部分までの解体を行い、熊本県による竣工検査が行われる予定です。その後、令和8年度に県の方が、仮設住宅が建っていた部分の舗装につきまして復旧予定でございます。その他のラインが消えている部分につきましても、令和8年度に村がラインを引く計画でございます。以上です。

○議長(永田博人議員) 5番議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 令和8年度に引いていただけるということで大変助かっております。やっぱりそれぞれが自由に停めてしまうと交通事故にも繋がりますし、やっぱり利用される方が村民同士の場合は、そういう事故を起こした場合、お互いにですね気まずい状況になってしまいますので、この駐車マスというのはあまりそう目立つものではないですけれども、やっぱり重要なものだと考えております。ぜひ、早めにできる部分があれば早めにお願ひしたいと思います。最後です。4点目です。企業誘致のための土地の取得についてお尋ねいたします。企業誘致を進められておられるところですが、この企業誘致が順調に進んで業者の方が、相良村で頑張ってみるというふうに決まった場合ですね。会社が建設される、想定される、その土地といえますか、場所は今準備できている状況でしょうかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。現在、具体的に公表できる誘致の場所はございませんが、企業誘致に関しましては、令和6年3月に策定しました、企業誘致雇用創出推進プランの中で、本村の強みや特徴を活かし、若い世代の移住定住促進や、地域経済の活性化に繋がることのできる取り組みとして位置付けております。このプランの中で、地域経済の生産性の向上に繋がり、新たな雇用創出、税収の増加などに繋がる企業などの誘致の基盤として、誘致に適した土地の確保に取り

組むこととしております。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) 5番議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) やっぱり協議されている中で企業さんと、企業さんの他、決定するとですね、話がとんとんに進んで、いざ、相良村に来ていただくというふうになったときに、こちらが場所の提供ができないということでは、話がまた白紙になってしまい、せっかくの機会を逃してしまいますので、雇用創出の場としても、やっぱりこの土地っていうのはとても重要だと考えております。ちょっと3番目と重複してしまうかもしれませんが、やっぱり役場庁舎前の元お茶畑のところにしても、国道沿いの交番前付近にしても、やっぱりああいう平らで地形的ないいところは確保していったほうがいいと思います。そういう場所、早めに早めに確保していくことで有事の際、総合グラウンドの解体今年されるということですけども、ああいうところに仮設住宅建てる必要もないですし、この土地取得というのは、デメリットもあると思いますけれども、固定資産税入ってこないデメリットもあると思いますけれども、やっぱり村で所有している方が良いと考えます。次に、2点目です。これは農地についてです。農地法の絡みがあり、村で所有ができないのかもしれませんが、この耕作放棄地、何年も使っていらっしゃらない土地については、どうにか取得する方法がないのか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 農業委員会事務局長。

{「はい。」と、農業委員会事務局長。}

○農業委員会事務局長(倉田雅弘君) 農業委員会事務局長お答えいたします。まず原則論としまして、耕作放棄地であってもですね、村では農地を取得することはできません。この取得が制限される理由としましては、ご指摘のとおり農地法に基づく厳しい所有制限があるからでございます。農地法の制限の内容については、これは割愛をいたしますが、農地を確保するという観点からも、原則、農地、農用地区域の農地転用は許可はおりませんので、村が農地を取得することは通常はできないということになります。ただ、例外的な事例といたしまして、村が農地を取得するケースとしましては、土地収用法に基づきまして、道路、公園、公共施設の建設事業など、公共目的のためであれば、農地を取得することができます。基本的には明確な事業目的、併せまして具体的な事業計画が必要となっていきます。お尋ねの企業誘致のための農地の取得におきましては、現段階では、地域未来投資促進法、これは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律というものがございます。それともう1つが、農村産業法、これは農村地域への産業の導入の促進等に関する法律。このように2つの法整備がございますので、このどちらかを活用いたしまして、企業誘致のための農地取得が可能ではないかというふうな認識をしているところでございます。以上、お答えいたします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 基本的に農地の取得はできない。特別な理由があつたらできるということですが、もしもですね、企業さんがおられて予定されるところが農地だった場合、どのくらいの期間で業者さんが求められる対応ができるのか、許可が下りるのかですね、その1年かかるのか2年かかるのか、ざっくりでいいのでお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 農業委員会事務局長。

{「はい。」と、農業委員会事務局長。}

○農業委員会事務局長(倉田雅弘君) 農業委員会事務局長お答えいたします。企業誘致をするためにはですね、企業さんの方もやっぱり平地の方で工場を建てたりとかですね、会社を立てたりとかすることになると思いますが、相良村の平地の部分っていうのは、ほぼほぼ優良農地、1等地ばかりとなっております。その点で転用と事業計画を立てるためには、事業計画を立てて転用をしなきゃいけません。転用するためには県の許可が必要になってきますので、少なくとも半年とか1年とか、そういう期間が必要になってくると認識しております。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。民間の業者さんというのはやっぱり決められると、スピード感を持ってされるので、やはり1年未満で事が済むといいと思いますけれども、それ以上長くなると諦めてしまい、よそに逃げられてしまうこともありますので。やっぱりこの取得する場合は、目的があつて計画があつてからしか動けないというところの説明での認識をしておりますので。やっぱりどうしても場所です。場所がないと企業さんが来られる際に、やっぱり考えておられますので、せっかくの機会を無駄にしないためにも、もし、そういう機会があつたときには、スムーズな対応をお願いしたいと思います。最後です。以前も質問をしたところでも、河川掘削の廃土等かなりまだ、今後も予定されると思います。土捨て場の用地、また先ほどとかぶりますけれども企業誘致のための土地の取得について絶対的に必要だと考えております。どのように、この土地の取得についてどのように考えておられるか、これは村長にお願いいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 担当が言いましたとおりですね、農林振興課の方で、まずは企業の誘致といいますかそういう場所をする場合は、当然、農振地域以外をですね、選定して、できれば村有地を中心にしたいたいと考えておりますが、どうしてもできない場合はですね、別な方法でやりたいと。農振の見直しも来年度事業でやっていきますの

で、それはそれとして並行してやらなければなりません、今言いました地域未来投資促進法は、この地域経済の促進と基盤強化に関する法律ということで、わざわざ法律ができておまして、農地転用許可等の手続きに関する配慮って書いてありますので、少し緩めるんじゃないかなろうかと。それと、農村産業法というのは農村地域への産業導入の促進に関する法律だそうですので、やはりこれに基づいてやっていくと。例を挙げますと、今八代工業団地ということで25ヘクタール。あれもうほとんど農地のようです。3号線沿いのですね。あれはもう県が率先してやるという話で、県の誘致のようになっておりますが、元は八代市が工業用地として取得した部分を、県が直接、県の用地として確保したということで、元は八代市がその面積は確保しておりましたので、ああいうやり方ですね、うちもやる分についてやっていきたいと。せせらぎの丘も宅地造成しましていろいろな開発許可等もございましたが、おかげさまで17区画完売しましたので、やはりああいうのも含めてですね、まずは、村有地の確保をしなければならない。役場の前の茶園も代々にわたって役場を買ってくれという話があったそうですが、私も、それがどっか本当か嘘かそれもわかりませんが、そういう話もあったようですので、やはり便利なところは、村有地として確保することで、ストックはできないから工業用地としてはできるということですので、いろんな見直し等も今担当者が言いました、半年1年かかるということですが、それはもうスピード感を持ってやっていかなければなりませんので、来年度事業にですね、その予算も組ませていただければということで考えております。場所についてはそういう、いろんなことで選定して参りますので、どうかよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 5番議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 何かございましたら。

{「あ、土捨て場。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 失礼しました。もう1つの土捨て場のことについてですが、村で土捨て場が満杯になったもんですから、平原の木材工業団地の横に、今計画して測量しております。早急にあそこ2万立米だったかな、2万立米以上入るような計画をしております。その跡地をどうするかは入れてしまった後ですので、また何年かかかります。もう1つは、村有地村有林といいますか高原の方で、深田境の方ですね、村有地の迫を排水は野間川に行くんですが、そこを国の方で河川の砂利を入れるということで計画しております。そのあとについては、また考えていかなければなりません。あれも相当広い面積ですので。ただ、あそこは、優良な農地ですので、そこをぼつんと工業用地にするということもなかなか難しいんじゃないかなろうかと思っております。まずは埋めてしまった後にですね、そこはそことして広い敷地になりますので考えていかなければならないと。土捨て場については随時、そのような形でやっていきます。以

上でございます。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) この土地の取得についてですけれども、やはり企業が来やすい場所というところは、農地にしてみれば作りやすい農地になるのかなと思います。農地をとるのか企業をとるのかということにもなってくると思いますけれども。そこは慎重に検討され、相良村の農地も同時に守っていただく。そして企業も来ていただくと。難しいところですがよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩します。再開は、11時15分とします。

○

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に8番、黒木正照議員。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) おはようございます。8番、質問を行います。私は2点ですね、通告をしておるところでございます。まず1点目。相良村における、集落機能の維持を図るための行政支援についてということで。相良村の現状を見るときに、10年、20年前から想像もしえなかった今の現状があります。今回は、今、何らかのですね、手を打たないとこの過疎化が一段と進んでしまうと、そういう思いから質問をさせていただきます。1点目。各集落の現状について、集落機能については、地域住民がお互いに支え合い、生活の基盤維持、向上させるための様々な活動や役割というふうにあります。主な集落機能としては、1つ目に、資源管理機能として、水田や山林などの農林地、水路といった地域資源を共同で維持管理する。2つ目に、生産補完機能として、農業生産における収穫期の共同作業や相互に労働力を融通し合う機能。3つ目に、生活扶助機能として、冠婚葬祭や子育て困りごとの助け合いなど、日常生活における総合補助の仕組みというふうにあります。また4つ目に、文化、歴史、環境保全機能として、地域固有の歴史、文化、これは祭りなどでございますが、これを継承し、自然環境を保全する機能というふうにあります。そこで、各集落の現状について、集落機能の維持を考えると、村中心部と山間部に大きな隔りがありますけれども、まず端的にですね。各集落の現状について関係する総務課長、或いは企画商工課長あたりにですね、現状の認識について伺いたいというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。まず集落の前に、まず、本村の行政についてお話をさせていただきますと、行政区は18行政区でございます。その中に

班が 66 班ございます。住民基本台帳の 11 月末現在の状況をお話しますと、一番小さな行政区で 31 世帯の 57 人、逆に一番大きい区で 231 世帯の 568 人でございます。村全体の人口につきましては 3,909 人、世帯数が 1,574 でございます。一番厳しいのが、高齢化率の方につきましてご説明しますと、相良村全体では、高齢化率 65 歳以上の高齢化率これは、令和 7 年 11 月末現在で 45% でございます。各地区ごとに見ますと、50% 以上の地区が 8 行政区あるというのが現状でございます。先ほど議員の方からお話ございました集落機能が低下している、維持が難しいという具体的な各地区からこういったことで困りごとがあるという直接なお話はあまりないように思うんですが、先ほどお話をされた中で例えば地域のイベントができなくなったりとか、昔から伝わる伝統文化、そういった芸能の継承がなかなか難しくなっている。山林あたりが荒廃していく。農地も含めてですけども。あとは道路の作業だて、地区の農地の保全だて、そういったものについて、なかなか高齢化が進んで対応が難しくなってきたという話は、聞いているところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。現在、集落支援員により、各地域及び各世帯への聞き取りを行っております。その中で、それぞれの集落の課題などの現状を把握し、取りまとめております。昨年実施しました、四浦地区の交流拠点の施設整備に伴うアンケートの回答の中では、高齢者等の独居の増加、あとは交通公共機関が不便だという不安、空き家の増加、また農地の荒廃による景観の悪化。またそれに伴う防災機能の低下、買い物が困難になっているなどという不安な声がございました。また四浦地区以外につきましても現在意見を徴収している途中ですけれども、四浦に限らず、人口減少や先ほど総務課長の方からもありましたとおり、高齢化率の方も柳瀬地区で 45% 以上、50% 以上のところがございます。そういった形で、地域を抱える世代が地域を支える世代が不足しており、共同活動ができない状況や地域コミュニティが低下しているという心配な声が上がってきております。今後もうこういった状況を把握するために、集落支援員による訪問あたりを実施して参ります。以上お答えします。

{「はい、8 番。」と、8 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8 番議員。

○8 番(黒木正照議員) 今あの、総務課長、企画商工課長よりですね、いろんな現状について伺いました。これは課題と言っていると思います。村中心部と山間部に大きな隔りがあるというふうに申し上げましたが、今、実際の数字ですね、小さい世帯は 30 世帯で 57 人と、大きい世帯では集落では 230 世帯の 568 人。かなりの開きがあるというふうに思っております。また、高齢化率も 45%、村としてはなっているということでございまして、いろんなですね、伝統文化の難しさ、いろんな高齢化率の

進み具合、独居、空き家、防災の機能の低下、買い物の不便。そういったこと、いろんな答弁を今いただきましたけれども、私の小さい頃の集落地区でもですね、祭りが盛んに行われておりましたし、葬儀もですね、その地区ならではの風習で行われておりました。また共同での農作業、生活道路、通学路の除草、側溝の泥上げなどですね、社会的な共同作業が行われておりました、文字どおり、その当時は向こう3軒両隣の姿がありました。本当に今思えばですね。そのような姿も見受けることが少なくなってきましたし、機能も果たせなくなってきました、寂しささえ感じる今日この頃ではないかというふうに思っております。集落についてはですね、先ほど45%の高齢化とか言われましたけれども、いくつかの区分がなされております。1つ目に、存続集落。これは55歳未満の人口が集落人口の50%以上で、後継ぎ確保によって集落生活の担い手が再生産されていると。2つ目に、準限界集落。55歳以上の人口が集落人口の50%以上で、現在は集落の担い手が確保されているものの、近い将来、その確保が難しくなっている。3つ目に、限界集落ですね、文字どおり、65歳以上の人口が集落人口の50%以上、一人暮らしの高齢者世帯が増加、集落の共同生活の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状況とあります。また、4つ目に、超限界集落としてですね、75歳以上の人口が集落人口の半数以上。集落の共同生活の機能として、助け合い支え合いが機能せず、地域での生活継続が困難な状況にあるとありますし、5つ目に、消滅集落。本当にこれは避けなくてははいけませんけれども、人口、戸数がゼロ。文字どおり消滅した状態というふうになっています。この相良村においてもですね、限界集落がかなりの地区になってくる。なっている地区も多いのではないかとこのように思います。超限界集落もすぐそこに迫っているというふうに考えますけれども、村内10年前と比べてもですね、空き家の数、先ほど答弁いただきましたけれども大変増えましたし、高齢者2人の家庭、一人暮らしの家庭が多く見受けられます。先ほど、集落の現状について伺いましたけれども、そのような中、私の住む初神地区もですね、そうかもしれません。限界集落が抱える主な課題は、過疎化、高齢化による社会インフラの維持困難、地域コミュニティの衰退、産業の衰退と言われております。具体的には医療、交通機関の不足、空き家の増加、買い物難民、食料自給率の低下などでありますが、社会インフラの維持困難としては、1つ交通網の縮小、公共交通の廃止で高齢者等の移動困難者の増加。2つ目に、医療、福祉の不足。適切な医療が受けられない。3つインフラの維持費、維持費の増により、行政コストの増加。4つとして、コミュニティ機能の低下、集団活動の衰退、担い手の不足、伝統的な祭りや文化が失われると。また、産業、環境問題としてはですね、1つ、伝統産業の衰退、農業や林業といった伝統的な産業が衰退し、耕作放棄地や荒地の増加。2つとして、食料自給率の低下、農業担い手不足により食料自給率の低下。3つとして、環境保全の困難、森林の管理が行き届かなくなり土砂災害のリスク増加、漁業への影響懸念。4つ目として、不動産問題、空き家や荒地が増加し、集落の価値

の低下等が挙げられておるところですが、今申し上げたことを踏まえてですね、先ほど集落が抱える課題について、申し上げましたけれども、そのことを含めてですね。現在の支援状況について、先ほどは、課題、現状についてお伺いしましたけれども、これも関係する課に伺いたいと思いますが、現在の支援状況、このことについてですね、お伺いをしたいというふうに思います。はい。それでしたらそれぞれお願いいたします。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。集落の維持を図るための支援になるかどうかわかりませんが、各行政区からは、区長さんからいろんな要望が上がって参ります。それにつきましては、対象となる各現課の方で内容を検討しまして、それに対応していくというのが総務課の方でやっているというところのつながりの場面になってくるかと思えます。あと、そういった形でその内容によっては、予算が伴うもの、またすぐ対応できるものいろんなものがございまして、対応する時間等もいろんな長かったり短かったりする場合も、期間も変わってくるかと思われるところでございます。あと個別の支援等につきましては、それぞれの課の方から説明するかと思いますが、私の方でひとつ答えれば、がんばる地域応援補助金。これについては所管が企画商工課の方ですので詳しくは説明すると思えますけれども、どの地域でも活用できるというような1つの支援の1つではないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。企画商工課では、先ほど総務課長の方からも話がありました、地域への支援として、がんばる地域応援補助制度を創設し、地域の課題解決や地域の活力を生み出す行政区単位での地域で合意形成を図られた事業に対し、1行政区当たり上限20万円を交付させていただいております。その活動の内容としましては、主に地域の交流施設とか交流の場の整備、あとは皆さんで使われる備品の購入、また集落内の美化作業などを主に活用されております。補助金の活用の際に、集落支援員が各地で合意形成を図られたり、区長さんの書類作成等も含めてサポートを個別に今行っているところです。また、国が示す集落支援員の活動の際にしましては、集落の巡回、状況の把握、住民同士の話し合いの促進などを具体的に取り組み、その活動をサポートするということになっております。現在その集落支援員によって、集落の現状や地域の実情などを把握するために、地域の代表者の方や各世帯を訪問し、各世帯の状況、細かな情報ですね、聞き取り調査を行っているところです。その内容をですね、今後の集落の対策に活かしたいと考えております。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい、8番議員。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) なかなか、具体的に、私いっぱい、支援されてるものをお聞きしたかったというふうに思っておりましたけれどもですね。自治体の取り組み一覧というふうなものもございましたし、国からのですね、取り組みの一覧というふうな表も、私、手にしてるところですが、なかなかこの中の文言に対しての支援については、多くは語ってはもらえなかったなというふうに思っておりますが、これは、後のですね、今後取り組むべき課題について期待をしたいというふうに思います。そういうところですね、現在の支援状況について伺ったところですが、1点目に、各集落の現状の認識について伺ったところですね。また2点目に、限界集落が抱える主な課題について述べさせていただきます。それに見合ったですね、支援が行われているのかどうか。現状の課題に沿った支援が本当にですね、私は必要だと思いますし、将来を見越した政策、これこそがですね、集落の維持に繋がるものだというふうに考えます。そこで、集落支援員、地域おこし協力隊を含む今後の取り組むべき課題についてということで伺いたいと思いますけれども。この集落支援員については、総務省からの集落対策での制度ですけれども、1人当たり特別交付税措置上限500万ですかね、また、地域おこし協力隊については、人口については私たちが研修に行ったですね、秋田県、この東成瀬村というところに私たち研修に行きましたけれども。この地域おこし協力隊の方がですね、48名活動されておられました。人口が約2,600名の東成瀬村においてですね。48名の地域おこし協力隊の方々の数です。いかにすごい数字かお分かりいただけるものというふうに思います。また令和5年度ではですね、全国に7,200名の隊員数がおられるというふうに伺っておりますし、令和8年度においてはですね、1万名を目標にこの地域おこし協力隊を募集されるというふうに伺っておりますか、載っており、国の方ではですね、載っております。また、国としてはですね、次のような取り組みが支援なされているというふうなことでございまして、1つ目に、過疎地域自立促進特別措置法に基づく集落対策。また2つ目に、過疎地域等自立活性化推進交付金による支援といたしましてですね、過疎集落等自立再生対策事業、過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域遊休施設再整備事業、また、過疎地域集落再編整備事業。3つ目としてですね、先ほど申し上げました集落支援員制度、地域おこし協力隊制度による支援などがあります。この地域おこし協力隊の中にはですね、任期終了後も約6割の方がですね、当該自治体、その周辺に定住されて、集落人口減少対策にもなっているというふうなことでございます。そのようなことを踏まえて、先ほどは現在の支援状況について伺いました。今後、どのような課題、どのような集落機能をですね、維持するために取り組まれていかれるか考えがございまずでしょうか。総務課長、或いは。3番目です。はい。企画商工課長。今後の、それ3番目の集落支援、地域おこし協力隊含む今後の取り組むべき課題ですね。これにつ

いてお伺いをしたいというふうに思います。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。集落支援につきましては、先ほどからご説明しておりますが、集落点検を兼ねて次の業務について2名、今活動しております。1名は先に説明しましたとおり、集落の現状や地域の状況把握のため、各世帯、地域を周り、意見を徴収しております。もう1人につきましては、空き家の実態把握を行い、活用に向け空き家バンクへの登録促進、また、活用に向けた助言、相談を行っております。併せて、活動の中では、相良村の魅力をSNS等で発信する業務も併せて行っております。現在、四浦地区においては、交流拠点施設も整備を進めておりますが、その運用方法についてはまだ明確に公表できておりませんので、引き続き集落に寄り添った活動に実施を進めて参ります。また空き家活用につきましても、空き家バンクへの登録は徐々に進んでいるものの、依然として活用のめどが立っていない空き家も多く存在しておりますので、今後もきめ細やかに個別の相談、あとは周知啓発を関係課とともに図って参りたいと思います。ご指摘のありました地域おこし協力隊に関しましては、現在相良村は、今0人の状態でございます。ただし、今、集落の担い手の確保にも繋がる人材として、また、受け入れ体制の構築、すでに実施している自治体や事業所などへ直接ヒアリングを行い、情報を取りまとめており、相良村の実情に応じた応募計画を、応募するための計画を今策定を進めているところで、併せて、お試し居住等も含めて、事業を展開することとしておりますが、地域おこし協力隊と連携して活動できる、地域活性化企業人や地域プロジェクトマネージャーの人材確保も併せて検討し、体制を強化を図っていきたいと考えております。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) 今答弁いただきましたけれども、やはり、いろんなですね、政策、取り組みが他の自治体ではなされておりますので、今、地域おこし協力隊についても、今後検討していくということでしたが、見守りサービスとかですね、バス路線の維持、こういったことも再編整備行われていると思いますけれども。やはり、地域の方が望まれること。それに向けてですね、頑張っていただきたいというふうに思いますけれども。やはり、一番はですね、担い手不足、これだというふうに思います。農業、農林水産業、地域の祭り事。いろんな行事また総務課長おられますけど、消防団の維持ですね。これも本当に心配しておるところでございます。さらに、先ほど言われました空き家問題を含む、老朽化した家屋問題。地域コミュニティ機能の低下。買い物難民、住民の生活水準の低下、公共交通の廃止、医療機関の維持困難、

耕作放棄地の増加、鳥獣害被害、そういったもろもろの懸念材料というのはですね、本当にたくさんあります。そういう中でこのようなことも言われております。過疎集落の価値として、人々は集落を単位として、農林水産業の生産保管をし合い、日常生活における相互扶助のもとで、水田や山林など地域資源の維持保全を図ってきたと。特に、地域資源の維持保全に関わる集落機能は、日本の国道、安定的に保全し管理していくための重要な役割を果たしている。過疎地域等の集落は、農林水産物の供給を通じて、都市を含めた日本全体にとっての食料生産の重要な担い手であると同時に、農地、森林などの維持によって、都市を含めた地域全体の環境を保全する重要な役割を担っているというふうにあります。また、限界集落は、誰もが自分らしく暮らし続けられる持続可能な地域づくりを考えるきっかけとなる地域というふうにもあります。過疎集落が消滅することは、日本本来の姿の消滅に繋がりがねない大きな問題と考えますし、かなり難しい問題ではありますが、国、県、市町村が一体となったですね、行政支援により 30 年後 50 年後の集落機能が維持されることを期待したいというふうに思いますし、私たち議員もですね、努力を重ねなければと強く思いをしているところでございます。そういう中、相良村の将来は吉松村長のリーダーシップにかかっているという現状ですね、言っても過言ではありません。そういう中で、思い切った政策に期待をしたいというふうに思いますし、最後に、持続可能な村づくりに向けた村長の意気込みをここで聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) いろいろ 8 番議員。いろいろ言われまして、支援がそれくらいかなという話をちょっと言われましたが、例えばインターネットにしても柳瀬地区はもう業者が N T T がしておりますが、深水川辺四浦については、村でやっていたということで、椎葉でも夜狩尾でもインターネットが通じると、これもやっていた。それとまた道路の維持費ですね、維持費についても、上四浦が占める維持費の割合も高いようです。これもやっておりました。それといろんな集落で、昔、かけぎとって草を刈っておられました、今はそれはもう全部、村の方でやっておりますので、大分、その点は少なくなったんじゃないかならうかと。これが村がやっておりますと。石ころが転んできて、自分では処理しないという方もおられるようでございます。やはり、村、村集落でした場合は自分でいろいろされましたけども、村が始めると村の方に電話されてやると。自分でされる方もおられますが。やはり、そういうことで村としては手厚いといいますか、それだけのことはしておりますが、一番のやはりこれ、限界集落もいろいろありますが、働く場の確保が一番だと思っております。よって特に四浦の方は林業が盛んになるとやっぱり働く場の確保になりますので、そのためにも今回、8 番議員も強く言われました、基幹林道等も整備してまいりますし、そのあたりも質問出ますが、いろんな災害等のこともやっていく予定であります。それと、相良村は球磨郡の中心ということで、私、再三言っておりますので、やはり、人吉に行く

十島の道、平原、役場の前等がありまして、今度バイパスもしますが。それが四浦から五木に行く重要な道路。深田に行く道路ということで、やはり球磨郡全体に通いやすい、勤めやすいように道路の整備は進めなければならないということで進めておりまして、最たるものがですね、この高齢化率で一番低いのが中央区です。これは当然、村営住宅がありますので 34.9%。その次が並木野ということで 35%。これはこのせせらぎの丘も造りましたので下がっていくんですが。井沢地区についてもですね、37%と平原 52 あるんですが、井沢地区はなんでかって農業も盛ん、通うのに便利がいい球磨郡。そういうのも含めて住みやすいということで後継者も含めて、空き家の方もですね、うまりました。よって、やはり交通の便利、働き場所に近くなると、これも大分減ってくるんだなと。ましてやこの川辺のですね、上園地区も 39%です。分母は低いですが、永江も 38%ということで、ある程度どこでも通いやすいところはあまり若い人が帰ってくると思いますか、空き家もうまると、そういう傾向にありますので、やはり全体的に働き場の確保と交通手段、インターネットも含めてですね、そういうのを総合的にやっていくということを進めていきたいと。それと四浦地区のある集落に 2、3 件だったですから、集団移転は考えておられませんかと言ったら移転したいんですがと言われますが、結果的には 1 件でも移転はされないという話ですので、やはりそれに向かっては、やっぱり自分が住んでるところが一番いいということですので。それでですね、どこまで行政がやられるか、そこもまた考えていかなければなりませんし、がんばる地域応援補助金等もまだまだ有効に使っていただいて、やり方を考えていただければと思います。今後、どういうふうに村が進めていくか。まずは、企業誘致の件もありましたが、もういきなり企業もなかなか来ませんが随時、今、水面下で当たっております。係はもうしょっちゅうですね、県の方とも含めて、それも当たっておりますので、今、どこが来るんだとかそういうことまではいきませんが、企業誘致とそれと農業関係も基盤整備もしております。これも、やはり農産物とかこういうのを利用といいますか、耕作しやすいような形で高原も並木野も井沢もやっております。それと先ほど言いました基幹林道等もやっておりますので、それと道と。そういうのも総合的にやっていけばですね、高齢化率も他の地域よりもまだ厳しいところがありますが、大分違うんじゃないかなろうか、ただ黙って指を銜えていてもできませんので、今言いました企業誘致、道路、働き場の確保、基幹産業農林業の振興、こういうのを進めていって徐々に少しずつでもやっていくということが、村民のためだと思っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、8 番議員。

{「はい、8 番。」と、8 番議員。}

○8 番(黒木正照議員) 働く場の確保とかですね、道路整備に力を入れていくというふうな言葉もいただきました。今の村長はですね、人の痛み、悩みがわかっている方というふうに私は理解しておりますのでですね、本当に期待をいたしますので、私

の今日の質問に対してもですね、精一杯努力していただければというふうに本当にお願いをしたいというふうに思います。次に、2点目に入ります。有害鳥獣被害対策についてということですが。行政区ごとにですね、開かれた地域懇談会の要望内容についてということで、この間、全行政区においてですね懇談会が行われたところでございますが、職員の皆さんの中にはですね、本当に食事もとらないで参加されてですね、おられた方もたくさんおられたのではないかなというふうに思っております。大変ご苦勞さまでございました。いろんな意見が出されたものというふうに思っておりますけれども、今後の村づくりにですね、生かしていただきたいというふうに願っております。そこでそういう中、その中身についてですが有害鳥獣被害対策についてですね、絞ってお聞きしますが、村民の方からそのことについて要望がなされたのかどうか、出されたのであればその内容について伺いたいというふうに思います。お願いします。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長お答えいたします。先ほど開かれました地区懇談会におきまして、有害鳥獣被害対策におけるご意見、ご要望につきましては、各地区で獣害に対しての苦勞の声が上がっております。主な内容といたしましては、災害後の河川敷の流木、草木が生い茂ってる場所が獣害の隠れ家となっているので、その流木の撤去をして欲しいとか草木の伐採をして欲しい。或いは広範囲の地区を守るような防護柵の設置要望。他には、洪水で流出した防護柵の再設置の要望。また、頻繁に出没するイノシシあたりを捕獲してもらえないかなどの要望が上がっております。それぞれのご意見要望につきましては、対応の協議を進めてすでにもう完了してる部分もございます。以上お答えいたします。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) やはり切実なですね、やっぱ要望があったんだろうというふうに思っております。河川敷の草とか木が本当に生い茂っていてですね、十島あたりでもかなりの雑草といいますか、ありましたけれども、今おかげでですね、あそこも切っていてかなり見晴らしもよくなって、鹿の隠れ家、鹿もイノシシもですね、隠れ家にはならなくて済むような状況にはなってるのかなというふうに思いますが、木綿葉大橋あの付近のあたりについてはですね、まだたくさん木がありますし、ああいうところにも手をつけていかなくちゃいけないなというふうに思っております。ところでございますが、そういう中で防護柵の設置等の要望もあったということですが、いろんな要望があった中でですね、それでは、実際、本村の補助事業内容ですね、どういうものがあるのかと。今後、その要望された内容に対してどのようにですね、対応されていくのかということに質疑を行います。まず2点目のですね、

現在行っている補助事業。どういうものがあるのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長お答えいたします。現在、有害鳥獣対策といたしまして補助事業の本村の内容といたしましては、防護柵の購入費の負担軽減を目的といたしまして、5万以上の購入費の3分の2を助成する補助金がございます。上限が20万円となっております。面積、これは面積要件を緩和しておりますが、農地の20アール以上を面積要件として入れております。あと、その獣害に繋がることとしましては、狩猟の免許取得のための補助制度も活用をいただいております。そのあと、あとはですね、鹿用のネット、追い払い用のロケット花火においては、相談に応じてですね、無償で配布をいたしております。主な補助事業の内容は以上となります。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、説明いただきました。上限が20万以内ということですが、そういうことで、農家の方にですね、それで足りるかどうか。1件1件規模が違いますので、理解しにくいところもありますけれども、本当に農家の方ですね、鹿、猪、猿といった被害にですね、困っておられます。話を聞くと、ワイヤーメッシュですね、金網。あれに今、力を入れて、網では食い破ってでも入るというような話がありまして、ワイヤーメッシュ等に力を入れているという農家の方が多いというふうにも聞きますが、他町村ではですね、先ほど20万というふうな話がありましたが30万の上限のところもあるようでございます。そういう中でやはり、よそが30万だから30万にしてくれと言うだけではありませんけれども、30万で足らなければ35万、そういった、その地区地区状況に合わせたですね、やっぱり補助のやり方と補助額の上げ方というものもあっていいのかなというふうに思いますので、やはり、そのところは臨機応変にですね、先ほど限界集落に対しての話もしましたが、そこにも繋がってくる話でございますので、検討方をですね、お願いできればというふうに思うところです。そういう中で、もう時間も来ておりますけれども、3番目に入ります。今後考えられる補助事業についてということで伺いますが、いろんなですね、機材等も他にあるのではなかろうかと。防護柵ネット以外にですね。補助することが、ものがあるのではなかろうかというふうに思っておりますが、課長あたりは他町村のこともいろいろ調べておられると思いますが、今後、補助できるものがあるのかどうか、検討されているものがあるのかどうかお伺いします。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長お答えいたします。今後考えられる補助事業ということですが、係内ではですね、鳥獣の機材等も検討いたしました。ですが一時的な効果しかなくてですね、なかなかちょっと難しいなというところもあって、今考えている現段階ではですね、来年度からであります、試験的に獣害の追い払い用の機械の導入を検討しております。これは獣害が嫌がる高周波を出す機械となります。まずは猟友会などで獣害が頻発して出没する箇所を重点にですね、獣害動物捕獲用に利用できて、利用していただければと思ってるんですが、効果の方をそれで確認をして今考えておりますので、効果が認められれば今後の獣害対策に活用していければと考えているところでございます。以上お答えいたします。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、高周波ですか。そういうなものがあればですね、民家の近くでも使えるというふうなことで、大変効果があるのではないかというふうにも考えますが、あと1点ですね、音で追い払う、そういう機械も実際あってですね、ある農家の方からの話からしますと、電気柵とかメッシュとかしたけれどもなかなか被害が収まらなかったと。その音を出す嫌がる、発する機械をですね、置いたとたん本当に全く来なくなったという話、私伺いました。そういうことでやっぱり民家よりも離れたところではですね、これは有効な手段ではないかというふうに思いますので、やはり地域地域においてはですね、機械も十分機能を果たすんじゃないかというふうに思いますので、多分、このことも課長あたりはご存じだと思いますので、その点もですね、含めて検討いただきたいなというふうに思うところです。

{チャイム}

先ほど言いました音が出る機械にしてもですね、そんなに金額も高くないようですので、十分検討をお願いしたいというふうに思います。それと、最後ですが、これ通告をしておりますけれども、先ほど言いました、猪、鹿、これ大変増えておるところですが、そういった追い払うことも本当に大切でございますがですね、この鳥獣害被害対策。これ獣害をですね、増やさないこと。また適正な数にすること、このこともですね、大変大事なことだと思いますので、狩猟される方にですね、意欲を持ってもらうために、今の現在の報酬額ですね。これを少しでも上げてもらうというふうな議論ができないかどうか、課長にお伺いしたいと思います。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長お答えいたします。報酬額に関しましては、県の報酬額等々の兼ね合いもございます。近隣市町村との兼ね合いもございますので、今の金額が妥当かどうかという検討はですね、毎年、鳥獣協議会の総会等あたりでも検討しているところでございます。そういった要望が多く、声が寄せられればですね、また村の方でも検討していきたいと考えているところでございます。以上お答え

いたします。

{「はい、8番。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) そういうふうな方向ですね、少しでもこの鳥獣害被害が少なくなりますように、検討方いろんな方法、方向性を含めてですね、検討いただければというふうに思います。これで私の質問を終わります。

○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩します。再開は、午後1時からとします。

○

休憩 午後00時02分

再開 午後01時00分

○

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、4番梅山弘議員。

{「はい。」と、4番議員。}

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。今回の一般質問につきましては、3項目の質問事項を通告書にあげております。まず最初に、水質日本一の清流川辺川について、水質日本一の清流川辺川の水質を保全するには、上流である五木村、八代市の泉町の川辺川流域の自然環境が重要な問題だと思います。流域面積は、五木八代市の泉町の方が広く、水質保全を保つための影響が大だと思います。昔はヤマメ釣り行ってきましたが、川辺川の支流や一ツ瀬川の支流でよく釣っていました。川辺川支流の川底には人家がない上流でも泥が堆積しております。また、一ツ瀬川並び、その支流川底は石の色がはっきりと見ることができます。一ツ瀬川は、国道219号からでも、川底の石がはっきりと見れます。これは、一ツ瀬川流域は広葉樹が多く、山の活性力が豊かな力になっているのではないかと思います。そこで、川辺川上流行政と川の水質問題等の協議会等を開催されているのか。もし開催されていれば、その内容をお聞かせください。企画商工課長。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。川辺川上流の自治体との協議につきましては、村独自では行っておりませんが、流域の受ける関係者が共同して流域全体で水害を軽減させる治水対策である、流域治水を計画的に進めるために、情報共有だったり検討を行うなどを行う場として、人吉球磨10市町村と八代市、芦北町と熊本県、国土交通省、九州農政局、九州森林管理署、熊本地方气象台による球磨川流域治水協議会が設置されております。その中で、球磨川水系の治水のプロジェクト、また、流域全体の総合力による緑の流域治水など、具体的には、森林整備や環境の保全なども含めた全体的な取り組みについて、協議が進められているところであります。以上お答えします。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 清流川辺川の水質の保全のためには、どうしても、上流の行政区との力のあった進め方をさせていただくことが一番だと思っております。どうかこれからも数多く、そういう会合を開いていただければと思っております。次に参ります。人吉球磨盆地の周囲を見回すと、皆伐されてる山肌が数多く見られます。広い皆伐面積をむやみに搬出作業道を開設されている現状、搬出作業ほとんどが、履帯のキャタピラーですね、の重機等で、タイヤの重機は使われていないのが現状です。履帯の重機は、タイヤの重機と違い路面の締固めがさほど必要ではないので、路体が多少緩んでいると思っております。雨水が浸透しやすく、崩壊しやすい斜面です。また、CS立体図等を参考せずに、搬出作業道を開設されている林業関係者も多いみたいです。CS立体図は、立木が茂っていても地山の地形がはっきりとわかります。湧水箇所、崩壊しやすい地形が、わかりやすく表れてきます。このCS立体図は、インターネットでも開示されております。大雨のとき、川の濁りがいつまでたっても澄んだ川にならないのは、堆積土砂の中の細かい土砂が水位の低下とともに流れ出すことは国土交通省の調査でも証明されております。県、国は、極力、皆伐を行わないように指導されていますが、相良村では、どのような指導をされているのか。農林振興課長お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。基本的に山林は、雑木が生い茂る天然の山を除きまして、杉、檜等の人口林に関しては、皆伐を含め人の手を入れて循環利用をしていかなければ、逆に災害等の危険にさらされることとなります。無秩序な森林の伐採や開発、無計画な森林の伐採等は断じて許されることではないと認識をしているところでございます。ご質問にどのような指導されているかということですが、村におきましては、保安林指定のない一般山林の伐採を行う場合に、村に伐採届が提出されます。その中で、伐採及び集材に係るチェックリストの様式があり、その主な内容といたしまして、土砂流出、崩壊が発生しないような林地保全に配慮すること、生物多様性と景観の配慮、切土盛土の作業確認事項、それと路面の保護と排水の処理等の作業確認といった点を申請者には確認をとっているところでございます。今後もですね、国県を始めまして、地域で推進しております、先ほど企画商工課のご説明にもありましたが、緑の流域治水ですね。この取り組みも踏まえて、山林の管理を行っていきたいと考えているところでございます。以上、お答えいたします。

{「はい。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 本当に見渡す限り皆伐の山肌がいっぱい見えますね。それと、答弁にもありましたが、村も全力的に崩壊等が発生しないような指導をやっていてもらいたいと思っております。次に、川辺川魅力創造事業交流拠点施設についてご質問させていただきます。現在の全体計画平面図を見ると、炊事場とかまどがキャンプ場との計画の中心地との距離が100メートルほどあるようですが、キャンプ場中心にそういう施設を設置する計画は、また、オートキャンプ場とキャンプとの距離があり炊事場等のキャンプ場中心に設置するならば、キャンプ場と隣接した方が、利便性が高いのではないかと思います。近年ですね、キャンピングカーがかなり国道445号を走っております。天気がいいときは屋外で、突然の雨のときは屋内でといったように、利便性を少し考え直した方がいいのではないかと思います。また、この事業に対して、地域おこし協力隊を募集してはどうか。東成瀬村では、現在52名の地域おこし協力隊がいろんな分野で活躍されております。インターネットで見ると、一人一人の活動内容が把握できるようになっております。また、施設等の維持管理、川遊び等の指導とか。仮に、川遊びするには監視がいりますよね。そういった分野での手動監視等を、地域おこし協力隊を募集してはいかがかなと思っております。企画商工課長お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。今回の川辺川魅力創造事業を廻地区の交流拠点の整備につきましては、室内の交流スペースや半屋外の多目的スペース、またおっしゃるとおり炊事場や倉庫などを配置した新しい交流拠点の施設の建物を、まず、施設全体の中心に置く形で整備をしております。敷地全体の利用においては、キャンプだけではなく、川やその他の周辺の環境を生かした体験なども視野に入れて計画しております。現在、第1期工事を進めておりますけれども、今後も地域住民や関係者、有識者などとの関係者等いろいろ交えながら、ワークショップを行ったりってところで作業をできたらなと考えております。整備につきましては、できるだけ経費を抑えてではありますけれども、配置等、先ほど言われた配置等も含めて、皆さんで作りに上げていく、今後もよりよく成長させていく施設整備として柔軟に行っていきたいと考えております。また、地域おこし協力隊につきましては、現在、来年度の地域おこし協力隊の活用について、関係制度の整理を行ったり、あと何をやってもらうか、業務内容、あと雇用形態、直接雇うのか委託するのか。あと、雇用的人数、最初に投資する人数などを含めた具体的な募集計画の作成を進めておるところです。業務内容につきましては、おっしゃるとおり拠点施設の管理運営を基礎として、専門性や多様な視野による地域活性化。また、地域経済への効果や新たな繋がりを生み出す活動についても、活動していただきたいと思っております。併せまして、地域おこし協力隊と連携してマネジメントできる人材として地域活性化企業人や地域プ

プロジェクトマネージャーの活用も併せて、今現在検討しているところです。以上お答えします。

{「はい。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) これからのいろんなプランが出てくると思いますが、結構、よそから来る集客数といいますか。以前はですね、新村にカヌー遊びがありましたけども、そういったですね、子供から大人まで遊べるような施設に造り上げて、村民の皆さんと一緒に我々も協力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。次に、川辺川ダム工事に伴う相良村としての対策をお尋ねいたします。令和7年6月29日の国土交通省の整備計画の取り組みについて説明がございました。令和8年から魚道設置等の計画が入って、本格的に8年度から始まるものだと私は思っております。施工中、完成予定は17年度ですね、11年間ですか。施工中作業員宿舎生活基盤について村としての準備計画はどうなってるか。先月、秋田県の東成瀬村の成瀬ダムに研修に行きましたが、現場事務所作業員宿舎の建物の数にびっくりしました。東成瀬村は意外とですね、山が緩やかで相良みたいな急なところはあまり見受けられませんでした。それに伴う上下水道の設備が必要不可欠だと思います。作業員の方は人吉球磨の方だけでなく、おそらく大半、大手ゼネコンでダム工事に従事した方、従事した方々が、全国から数百名の作業従事者と私は思います。用地の確保はもとより、飲料水の確保、絶対的な水源が必要となると思います。また、下水道施設の施設、食品の調達、相良村の商店だけでは無理でしょう。成瀬ダムではダム工事に対して、大手ゼネコンを含め20社の業者がひしめき作業を行っておられました。終わった部分もありますけど、来年が完成ですかね。おそらく1日何交代かの工事だと思っております。そこで、そういった用地関係とか上下水道の施設の整備をどのように考えておられるのか、始まってからでは遅いと思います。もうすでに始めていなければいけないことだと思っておりますが、その点、どのようにお考えか。村長。

○議長(永田博人議員) 村長。企画商工課長。

○4番(梅山弘議員) 村長と建設課長お願いします。企画商工課ですかね。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。ご質問いただいたダム建設に関しましては、先にご回答しているとおおり、土地の確保とあとインフラですね、関係につきましては、今現在、他の事例とかを含めて情報を収集しているところです。収集している情報としましては、関連する地域振興事業、受け入れ体制地域への経済波及効果の検証状況とか、先ほどおっしゃっていただいた東成瀬村においては、ダム工事が始まると多くの企業とあと関係者が訪れて、一定程度滞在されるというところで、東成瀬村では組合とかを立ち上げて民間の組合を立ち上げて、ダム工事関係者が取り扱う工事の資材とか日用品、また、その他の物資の調達あたりもですね、

地域の経済に発展したいということで、取り組みをされておりました。村としても、今後、地域との連携の可能性の事業等をですね、早急にちょっと取りまとめていきたいと考えております。以上お答えします。

{「村長のお考えをお願いいたします。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 今課長が申しましたとおり、東成瀬村、議員の全員じゃなかったようでございますが、ほとんどの方が研修された。その前に、同じ月にですね、区長さんの代表、農業委員さん、商工会の会長さんをはじめ、それに私も同行しましたので、議員の皆さんが見てこられたこと聞かれたことを一緒と思っております。東成瀬村にダムができるということで、3、4年前からいろんな業種業者といいますか、自分たちがしなければならないことをやっておられました。例えば、貸家とか、そういうところの料金については統一しようとか、そういう話し合いもされておりましたし、農産物といいますか、売る場合には、その商工会の外部の団体経由でいろんなことを契約するという形をとられておりました。それと、村の方では用地を確保して、3ヘクタールだったですかね、初期にJVの業者がこられて、使用料等もとると。建物については、業者が建てるとかいろんなパターンがあったそうですが、そういうのを見てまいりました。今回の川辺川ダムということで、国と県の方は、令和9年に着工の予定ということをお聞きしておりますので、成瀬ダムの場合は半年前に業者が決まったということですので、それを逆算すると、来年の今ぐらいはもう業者が決まると。ただ、ダムが相良に予定してあればですね、その業者がよその町村に行って、いろんなよその町村が利益をこうむるということにならないように村の方でどうするか、こうします、ああします、ありますが、それをしていく。その場合ダム用の用地とはできませんので、いろんな村が、いろんな対策できる部分についてはやっていくということで考えております。業者のJVの大手がこられた場合は、プレハブも食堂の支配人といいますか、全部よそから来られるそうですので、地元にはなかなか恩恵はないと。そのプレハブは、しかしながら早めに地元でプレハブ作ったり用地を確保したり、或いは、従業員の方の福利厚生等に寄与することがあればですね、村にも恩恵があるという話お聞きしましたので。東成瀬村の場合は4ヶ月間仕事ができないと。雪の場合でですね。その点と当地区等は違いますので、いろんな対策を遅れないように急ぐ部分についてはやっていくと。ただ、それがするからダム推進だ、そういうことじゃありませんので。まずは国県が進められるんだったら、相良村が安心安全でできるか、また、いろんな利益が他の町村に行かないように、相良村で確保できるような形を早急にとっていかなければならないと。今のダム完成は17年とおっしゃいましたが、これ早くなるかもしれないし、そのおられる従業員の方のピークが一番多いピークが3、4年です。間の間がですね。それをどうするのかということで、私どもも、そういうのを、もう、初めて東成瀬村で勉強をさせていただきました。同様だと思います。

あれを見ますと、これは大変だなと私も実感いたしましたし、そういうことを含めていろいろな対策をやっていかなければ、よその所に取られると。相良村はダムができて何もいいことがないということになりますので、企業誘致も含めて、どうにかやっていきたいと思っています。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) ありがとうございます。成瀬ダム完成後、何年か経って、また、その敷地等の再利用をどのようにされてるか研修に行ってみたいと思っております。次に工事車両の通行に対してですけども。国土交通省は、国道445号田代地区ですかね。国道445号と上下坂線を使い分けて、一方通行にするような計画を立てておられるんですけども、例えば、田代地区、人家が多いところですね。あそこでなかなか大型車がすれ違うときに結構ヒヤッとするときがあるんですよ。そこでですね、田代橋と大神橋って言うんですかね。

{「大神橋。」と、村長。}

大神橋ですね。以前は、国道445号だけでなく対岸の方を使用されて、結構集落内はスムーズに通行できたと思っておりますが、そういう対策を国に要望してはどうかと私は思ってるんですけど。いかがでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) いや、今の4番議員が言われたことについてはですね、先に、1番議員、何番議員かちょっと忘れましたが、その中で、国土交通省との覚書の中で、それを謳ってありまして、元が田代橋から右岸の方は、昔のダム用道路でしたので。それを村に移管して、今回はまたその掛け木もされておりまして、中の管理も国の方にさせていただくようにはなっておりまして、早速していただいた部分もでございます。それと、上下坂経由でフルティーロード、相良で言いますと清流川辺川線になりますが、あれも再三申しましたが、あれについても覚書によってアスファルトの舗装のやり替えは国の方でお願いしますということしております。それと1週間前、先週に国道445号の一部離合箇所についても地区座談会をしましたが、その中においても県の方が100メートル100メートル200メートルとかいろいろしてもらおうようになってる。これは、今言われましたとおり、ダンプが離合するときに1台は止まって離合すると、そういう状態では困るということで、再三、県国の方に申しまして、県の方が早速それに取りかかるという話でございます。しかしながら、もう少しスピード感を持ってやってもらえないだろうかという話をしたときに、やはり国からの予算等がございますので、要望については国の方に強くお願いしますという話でしたので、今回15日、一緒に要望させていただきませんが、その中でそれはそれとして話していきたいということで、交通量が増えるもんですから、それに対するサブ道路、永江瀬葉瀬線についても国がダムサイドまで光ケーブルともう1つ引かれるもんですから、そ

れについても、当然アスファルト舗装を壊しますのでそれについては修理しながらやっていくということで、それも再三申しましたとおり覚書でやっております。これは前所長、お名前言って失礼ですが、齋藤所長の方で、係は国も県も村もですが、係はくるくる変わるんだと。よって覚書をお互いしといたほうがいいだろうという話がありまして、両方でそれ合意しましたのでそういう点を入れております。よって、どなたが変わろうとこれは国と村の約束事ですので、していただきたいと思います。ただ、これこれとこう固まったやつではなくてですね、この覚書に順応していくと。これもあったなあれもあったなということはあるものですから、これは、常にその場において、ある程度の順応といいますかね、それはしていくようにお互い共通認識でやっております。以上でございます。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 工事期間中、まず無事故であるようにですね、通行が便利になればと思っております。次に、スクールバスのバス停の待合室設置についてお尋ねいたします。四浦地区のスクールバスバス停待合所は、雨風をしのぐ施設がありますが、川辺地区、柳瀬地区は、スクールバス停の標識は設置されておりますが、雨風を防ぐ施設がないので設置するお考えはないか。冬は冷たい風が吹き、降雨のとき児童が、本当に寒さを表現したりとか傘を差して待っております。柳瀬地区、川辺地区は前の議員のときでも、一度一般質問をしたことがありますが、全然、進展していませんので、そこら辺の考えをお聞かせ願えばと思っております。課長。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。子供たちのことを思ってお質問いただきありがとうございます。スクールバスのバス停は、15ヶ所ありまして、現地を確認しましたところ、四浦地区のスクールバスにおいて、雨風をしのげる待合所が2ヶ所ございます。これらは、もともとありました産交バスのバス停、バス待合所と個人宅の軒先を利用したものでございまして、村が設置したものではありません。また、スクールバスのバス停は、固定式ではなく、利用する子供の数が多い場所へ移動することがございます。これに伴いまして、移動式のバス待合所の設置も考えられますが、移動式の特性上、設置場所や運搬等に一定の制約が生じることが考えられます。このため、大変厳しい状況ではありますが、バス待合所の設置について検討させていただきます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 4番議員。

○4番(梅山弘議員) 年々数が減っていく貴重な児童たちです。やっばその子たちが、雨風をしのぐ、そういう前向きな考えでおられるということで安心しました。どうか、これからの児童が喜ぶようなスクールバス停になっていけばと思っております。よろ

しくお願いいたします。これで質問を終わります。



○議長(永田博人議員) 次に、9番、市岡智恵議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 9番、市岡です。今回3件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして、質問をさせていただきます。まず1点目。村内小中学校における不登校について、文部科学省が公表した2024年度問題行動不登校調査によりますと、国公立の小中学校で年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は、35万3,970人と12年連続で過去最多を更新し、5年前に比べて2倍近く増えており、憂慮すべき状況だと思えます。熊本県内では5,781人と前年度より67人減り、12年ぶりに減少し転じております。熊本県内においては、前年度より減少しているとのことですが、本村において、小中学校における不登校の現状について、教育課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。11月末現在の不登校の状況は、村内小学校が2人、中学校が9人です。以上でございます。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番。

○9番(市岡智恵議員) はい。中学校の方が増えてるってということですね。文部科学省は、全国的に不登校が増えている要因の1つに無理をしてまで学校に通う必要がないという意識の変化が保護者の方に広がったことを挙げています。不登校により、子供たちの孤立を防ぎ、学力への不安を減らす取り組みが、これ以上に求められると捉えております。令和7年6月定例会において、教育長から教育委員会としての取り組みについて答弁をいただいております。不登校について、現在、不登校児童生徒には、村が委託しているスクールソーシャルワーカー、或いは関係機関職員等と連携を図りながら、専門的に組織的に対応している。また、校長のリーダーシップのもと、不登校対策委員会を開催し、協議を重ね、対策を講じているとの答弁でした。現在もその取り組みを継続されているのか、また、学力への不安を減らす取り組みについて、これ教育長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。不登校の児童生徒数は、ご存じのとおり全国的に増加傾向にございます。また、人吉球磨管内においても同様でございます。そして、不登校の児童生徒は小学校よりも中学校が多ございます。不登校児童生徒の原因は様々でございますけれども、教育委員会といたしましても、非常に大きな課題でございます。また、心を痛めているところでもございます。この未然防止といたしまして、安全で安心な居場所づくりの推進、SOSの出し方に関する教育とともに

に初期対応としては、前にもお答えしておりますが、愛の123プラスワン。1日目は電話、2日目が家庭訪問、3日目が学校組織で対応。プラスワンが、欠席10日までに、専門家等を交えた活用ということですね、そのようなお答えをしてるかと思えます。また、頭が痛いとかお腹が痛い、そういう理由で3日連続休むことが、不登校の兆候として最もよく見られる現象から、今年度は、連絡なしの欠席は1日目から、病気で休んでも理由に関係なく、欠席3日目の家庭訪問をするように学校に指導しております。そして、自立支援の方策としては、小中学校の確実な引き継ぎ、不登校児童生徒の保護者に対するスクールソーシャルワーカーや専門家等の支援など、不登校児童生徒一人一人の状況に応じまして、学校内外の専門機関と連携した対応を継続しながら行っているところでございます。次に、学力への不安を減らすご質問でございますけれども、現在、学校に通っている子供でもですね、非常に気になる子供、或いは、不登校ぎみの子供も在籍しております。職員も、校内で子供と向き合う時間もなかなか確保できていない厳しい状況でございますけれども、学校組織として限られた人員で、学校総体として不登校児童生徒への対応に取り組んでいるところでございます。また不登校児童生徒の個別の学力については、個人によって状況が異なります。家庭訪問時に、学習方法を一緒に考えたり学習計画を立てたりしております。また、生徒の実態に応じた宿題といたしますか、課題として、学習プリントや授業で使ったプリントを渡したり、学校に登校できたときには、教室に入れられない生徒に対して、別室で授業のない時間に職員をつけたりして、学習の保障に取り組んでいるところでございます。不登校児童生徒の中には、学校、保護者、SSW、スクールソーシャルワーカー等との連携した継続的な取り組みによって、徐々に学校に登校することができ、そして、少しでも事業に参加できるようになった生徒も実際におります。このような、継続した取り組みが、子供たちの学びに繋がっていくものと考えております。中学校の不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っただけ原因が特定できない事案が多く見られますが、1つの要因として、小学校を卒業し、中学校に入学後に不登校になるといった、いわゆる中1ギャップというのがございます。それは、学ぶ場所の学習の変化、学級担任制から教科担任制という学び方の変化、未知の世界である中学校生活に対する不安などが絡み合っただけ生じる不登校でございます。今後、義務教育学校の導入により、この中1ギャップを少しでも緩和解消してやることは、不登校の減少に繋がるものと考えております。今後、できるだけ小学校と中学校の児童生徒が交流できる学校行事等を構築いたしまして、様々な効果が高まる中で、不登校の減少にも力を入れて参ります。以上でございます。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。現在も取り組みを継続し学力への不安を減らす取り組みについて答弁をいただきましたが、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的或いは

社会的要因、背景により児童生徒が登校しない。或いは、したくてもできない状況にあると考えます。子供たちの孤立を防ぎ、学力への不安を減らす取り組みを進めていただき、魅力ある学校づくりによって不登校を出さない環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。2点目に入らせていただきます。老老介護について、近年、老老介護を背景とする事件が発生しております。2025年問題として、老老介護、認認介護は、段階の世代が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の負担の増、医療介護体制維持の困難、労働力不足などの社会問題が生じることを挙げられておりますが、本村においても、65歳以上の高齢者が45%を超えている超高齢社会となっております。2人に1人が高齢者という社会になり、要介護が増加している状況だと思えます。また、要介護の増加により介護者の状態も様々であります。村内における老老介護、認認介護世帯の世帯数や世帯の実績について、保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長お答えします。今9番議員がおっしゃられたとおり、本村の高齢化率は45%を超えておまして、人口の約2人に1人が高齢者という全国平均を上回る超高齢化が進んでおります。また、介護認定者数につきましては、最新データでは合計356人となっております。内訳は、要支援1、2が32人、要介護の1から5が324人となっております。この介護認定を受けた方324人の中で、施設介護等のサービスを受けている割合は、全体で78.3%となっております。残りの21.7%がサービスを利用していない状況になります。近年では、介護者自身も高齢であるケースが増加しておまして、地域包括支援センターへの相談内容の中でも、夫婦のみの世帯で介護が長期化している。介護者が要介護認定を受けた後も介護を続けている。認知症の方同士が生活しているため、安全面に不安があるといった老老介護、認認介護と考えられる相談が増加している状況です。以上でございます。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。世帯数や世帯員の実情について保健福祉課長の方から答弁をいただきましたけれども、配偶者の介護、両親や兄弟姉妹の介護と様々であります。介護は終わりの見えない状況が続き、24時間の介護が必要になる場合もあり、体力的な負担、精神的な負担、自身の健康管理の難しさなど介護者自身の健康状態も悪化しやすくなり、介護の負担増と共倒れのリスクが生じてます。本村における老老介護世帯に対する問題や課題等について、保健福祉課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長お答えします。老老介護には、次のような課題が顕在化しております。介護者の身体的、精神的負担の増大、介護が長期化し共倒れ

に繋がるリスク、社会的孤立、経済的負担の増加、適切な支援に繋がらないことによる介護放棄や虐待、また事故のリスクなどがあります。それに加えて相談先がわからない、手続きが難しい、サービス導入に抵抗があるといった理由から、支援に繋がるまでに時間を要するケースがあることも課題となっております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 老老介護世帯に対する問題や課題について保健福祉課長の方から答弁をいただきましたが、様々な問題を抱え、介護者の体力や精神的な負担増大による共倒れのリスク、また経済的負担、社会からの孤立、適切な介護が困難になること、そして、虐待に繋がる可能性があること、多くの問題、課題が山積しています。これらの問題は、介護保険サービスを利用したり、地域社会との繋がりを保つことが重要だと思いますが、本村での今後の取り組みについて保健福祉課長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平田智博君) 保健福祉課長お答えします。今後の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました課題に対しまして、次の4つの方向性を持って取り組みを進めて参ります。まず1つ目に、早期発見、早期支援体制の強化として、地域包括支援センターによる見守りアウトリサーチ体制の強化や、民生委員、ケアマネージャー、医療機関、行政の情報共有体制の強化。また、相談しやすい体制づくりを進めていきます。2つ目に、介護サービス利用促進として、介護保険サービスや生活支援サービスの継続的案内や、ケアマネージャーとの連携によるサービスの利用調整の迅速化など、3つ目に地域で支える体制づくりとして、認知症カフェ、家族会等の当事者家族交流の場の充実や、孤立させない地域づくりを目指し、見守りネットワークをさらに広げ、4つ目に、介護者支援の強化として、介護者教室、認知症講座、相談会などの開催や介護者の心身負担軽減のためリフレッシュ支援や家族支援制度の検討などを進めてまいります。本村における老老介護、認認介護は、今後さらに増加が見込まれております。そのため、これまで以上に支援に繋がりやすい体制づくり、早期対応、地域で支える仕組みが重要であると認識しております。今後も、介護者と介護受ける方の双方が、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 今後の取り組みについて答弁をいただきましたが、老老介護は介護に時間や労力を取られ、外出や社会との交流が減少し、孤立してしまう傾向もあり、身内の世話は身内ですべきという考えや身近に助けを求められない状況であると思います。そんな介護者に対して、地域包括支援サポートや公的介護サービスの利用

など、地域社会との連携強化を図り、問題が深刻化する前に対応できる体制を構築していただきますようお願いいたします。3点目に入らせていただきます。深水団地について、相良村商工会の上にある深水団地について、現在の状況はどのようになっているのか総務課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。深水団地は昭和26年に建築し74年が経過、老朽化が進んでいる状況でございます。住宅の種類は1棟に2個ある長屋タイプで2棟ございます。現在4戸のうち3戸に入居されております。先ほど申し上げましたが老朽化が激しく、以前から入居者に負担がかからないような支援を検討し、別の住宅に転居してもらうよう働きかけを行っているというところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 総務課長から70年という相当年数が経っていると思われませんが、4月から10月までの半年間の定期監査が行われておると思いますが、危険性が高い団地から速やかに転居してもらうための支援施策を検討お願いしたいということで、指摘されていると思いますが、建物の安全性、また住居性に問題はないのか総務課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。こちらの方としても、もうかなり老朽化激しいですので、もうすぐにでも転居してもらいたいというところで、対応しているところでございます。必要な改修、細かな改修等については対応しているところですが、とにかく別の住宅、今、確保しておりますので、そちらの方に何とか転居していただくというところで対応しているところでございます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 別のところに移転してもらうということを考えておられるようですけれども、建て替え、改修等の考えはないでしょうか。村長にお願いいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 今3戸についてはですね、もう4、5回、なおっていただけないだろうかということで話しております。今の家賃が500円と。今度假設を松葉団地にしたのは1万円ですので、その関係もあるのかなど。またもう1つは、そこに住みな

れてるからもうなおらないということがあるんですが、もしも台風とかいろんな災害があったときに、もう修理はしません。もう半強制とは言いませんが、今度もう3戸ちゃんと準備しておりますので、そちらの方になおっていただくと。やはり、住民の安全が一番大事ですので、それはそれでやっていきたいと思っております。ご質問以上だったですかね。

{「はい。」と、9番議員。}

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 入っている方は住みなれたところがいいと思います。現在防災、減災対策を考える上で、早急に対策を講じるべきだと思いますので、村長よろしくお願いいいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩します。再開は、14時15分からとします。

○

休憩 午後02時00分

再開 午後02時15分

○

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番古川渉議員。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(古川渉議員) 1番古川です。通告書に従って2件質問させていただきたいと思えます。1点目が、学校給食調理員の退職年齢についてお尋ねいたします。全国でも、今、退職年齢の引き上げというのが、ニュース等でも出されておりますけれども、退職年齢の引き上げはできないのか。答弁お願いします。

{「はい。」と、教育課長。}

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。学校給食調理員の雇用につきましては、村が、株式会社さがらと委託契約を結び、調理員を派遣してもらうという雇用体制をとっております。調理員の退職につきましては、株式会社さがらの就業規則に定年は60歳と定められています。このため、退職年齢の引き上げにつきましては、株式会社さがらとの協議が必要です。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 1番議員。

{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(古川渉議員) ありがとうございます。株式会社さがらの方でも、どうかか討論を今後ですね、討論していただけないでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) すいません。村長兼株式会社さがらの社長もしておりますので、

お答えしますが、今、教育課長が言いましたとおり株式会社さがらの場合は、60 となっておりまして。よって、調理員さんもそれに合わせていただくんですが、この定年を設けたのは、なぜかって、役場も本当は60 なんです、60 過ぎたならば、役職抜きで働くことができるということで、希望については働いていただいております。調理員さん、相良の給食は大変おいしいということで、もう子供たちも、また、育った方も評判がいいわけですが、やはり、60 を目安に、調理員さん7名おられますので、それを目安にやっておられます。よって60 近くなれば、俺は、私はまだ働けるのになという方も出てきますが、この7名の方で、主となる人。そこのチームマネージャーといいますかチームリーダーといいますか、チームリーダーの方が2人おられまして、その方は報酬の方も少し違うんですが、その方がですね、極端な場合、上げた場合、ずっとその人を今度は普通の調理員さんに持ってくるのか、そのまま上げるのか、そういうこともありますので、いろんな職場においてですね、60歳を目安に、60 まで頑張ろうというのが普通ですので、それをまた延ばして、今度はチームリーダーの方を普通の人にして違う人がチームリーダーになった場合、その人たちからこのチームワークがよくいくのか、そういうのもいろいろなことを考えて、しないとは言いませんが、どういうふうにやっていくのか、まあ茶湯里とのこともありますし、今働く年齢が上がっておりますので、このままでいいのかということは考えておりませんが、そういう非常に給食調理員さん微妙なところですので。また他の町村にはもう全部会社に委託するってところがありますので、やはりそういうのも含めて委託はしませんか今の状態でどういうふうにやっていくのか。それをちょっと検討をさせていただいて、今日明日に延ばすんだと、そういうことはなかなかできない。今まで60 で辞めておられます。そしてですね、給食の調理員さん、急に欠けることがあるんですよ。その時には辞められた方が、ピンチヒッターですぐ来られるという体制を今とっておりますので、それが今度は65 になってピンチヒッターが70 でこう来られるかと。それもあるもんですから、どういうふうにやっていくのか。それをちょっと検討をさせていただければと思います。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、1 番議員。

{「はい、議長。」と、1 番議員。}

○1 番(古川渉議員) 答弁ありがとうございました。なるべくいい方向で話がついていければ、いつてもらえればと思っております。次に、役場前の交差点についてですけれども。役場前の交差点夫婦橋から上がってきたT字路。そこに信号機等は取り付けはできないのか答弁の方お願いいたします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。まず信号機の設置につきましては、県の公安委員会が設置することになります。役場前の交差点には、かなり昔に

信号機の設置についての話があったのは記憶にございますが、当時、信号機の設置を公安委員会へ要望して、設置できなかったのかどうかの確認はできませんでした。現在、運動公園から役場前交差点までの国道 445 号については、歩道の新設の計画がされています。また植竹地区から茶湯里の前を通り、消防署中分署の近くに通じるバイパス工事も計画されております。これらの整備状況を見ながら、役場前の交差点への信号機設置要望について判断をしたいというふうに考えているところでございます。なお信号機の設置につきましては、警視庁交通局長から信号機設置の指針の制定についての通達がなされているところでございます。この通達の中に、信号機の設置の方針として、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要な性の高い場所を選定するものと示されているところでございます。その他に、信号機の設置の条件もいくつか記載されております。例えば、赤信号で停止している自動車等の側方は、自動車が安全にすれ違うために必要な車道の幅員があることや、人が待っている停留場所が確保できていることとか、あとは 1 時間の主要道路の自動車往復交通量が原則 300 台以上であることや、隣接する信号機の距離が 150 メートル以上離れていること。そういった設置の条件も付されているようでございます。そういった状況を調査されまして、要望があった際には、公安委員会の方で設置を検討されるのではないかなというところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、1 番議員。

{「はい。」と、1 番議員。}

○1 番(古川涉議員) ありがとうございます。その交差点でも、自分が通ったときにグラウンドの方からおりてくる車とかが飛ばしてきたりとかで、中学生と危ない、ちょっとヒヤリとしたところも何回か見てますので、できればですね、他の信号ができないとしても、何らかの村としても対策の方お願いしたいと思っております。以上で自分の質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、6 番、坂田朋美議員。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

○6 番(坂田朋美議員) こんにちは。6 番坂田です。私の方からは、地区別懇談会時の参加者の発言から、流水型ダム建設の賛否について村長にお尋ねをいたします。そもそもですが、振興計画の策定にあたっては、流水型ダムの建設を前提とした計画とダムによらない計画とでは、内容も大きく違ってくると思っております。振興計画立案時に、流水型ダムの建設のメリットとデメリットを比較されて、また説明資料、或いはご自身で調べた情報をもとに、流水型ダムの特徴を理解した上で、ダム建設予定地の村長として、同意するのか、またはしないのかの決断に至った理由を述べてから振興計画を策定すべきものと考えます。相良村のトップリーダーとしての流水型ダム

建設の賛否の決断をされた上で、村民さんに対する説明責任を果たすためにも、村民集会を開いて、より多くの村民の皆さんの前で公開表明されるべきだと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 繰り返しになりますが、ダムについては、私の方は賛成も反対もしない。これについては、蒲島知事がやめられるときに、後先に、相良と五木に同意を求められましたので、私はしないということでした。ただし、国県流域市町村の総意として進められていることは認識しておりまして、引き続き国県は村の安全安心を早急に確保するとともに村の振興を目に見える形で進めて欲しいと。そして最大限環境へ配慮し、清流川辺川を子々孫々まで残して欲しいということでお話しております。そして、それが振興計画に入っているのか、ダム関係が入っているのかないのか。相良村の計画の中では、振興する上でダムがあるなしにかかわらず振興計画は作っております。よって、ダムの整備計画をされるときに村の意見書っていうのがあるんですね。ここは、河川及び地域の土地利用等の特性に応じた、河道掘削遊水地や堤防の整備を重点投資事業として、敏速に実施するとともに、河川内の適正な維持管理、充実を図るように求めると。村では川辺川等の自然を生かした地域活性化事業を計画しているため、流域のあらゆる関係者と連携し、川辺川の水質、多様な生物環境、景観の保全等が図られる取り組みを実施される事業については、地域住民への丁寧な説明を継続して実施されるようっていう、正式にこれ要望しておりますので、それと集会を開いてどうだこうだはしません。以上です。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 地区別懇談会の席上なんですけど、地域住民の皆さんから、村長はダム建設に反対ですか。この質問に対しまして、前知事より、流水型ダム建設に容認、同意して欲しいと言われたけど、はっきり同意しない旨を伝えたと話されました。そこでですが、現知事からも同様に、流水型ダム建設に対して同意の要請はあったのか伺います。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 現木村知事はですね、相良村には同意は求めないと言われてました。はっきりですね、同意は求めない。これ相良のあそこで説明会のとときそう言われましたので。内容についてはこれはもうはっきり言われまして、新聞社もちゃんと記録しておりますので、相良村には同意は求めない。これははっきりしております。多くの村民が村の未来を一緒につくるのが最大の目的と強調されまして、対立や分断を煽ることはしたくない。従いまして、同意は求めないと言っておられます。以上です。

{「……………」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員。ちょっと静かにしてください。

{「はい。」と、6番議員。}

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「……………」と、7番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 現知事なんですけども、相手の意向を大事にしたいと常々おっしゃってるようでございます。また県の考えを押し付けたり、これもしたくないと言われております。前知事に同意を求められて、

{「……………」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) ちょっと7番議員、静かにしてください。

○6番(坂田朋美議員) その回答としては、同意するか、同意しないかの二者択一になると思います。現在の賛否については表明しないとおっしゃっておられますが、非常にわかりにくいと思います。

{「……………」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。ちょっと。

○6番(坂田朋美議員) また回答になっていないと、私の方は思います。

{「……………」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) ちょっと静かにしてください。

{「いや、大きな問題ですから。」と、7番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 流水型ダム建設につきましては、その時々により、発言されておられます。最初は、流水型ダムの詳細な仕様がわからない段階での判断はできない。言われておられ、

{「そうそう。」と、村長。}

資料判明後には、ダム建設予定地の村長としまして、何らかの説明があると思っておりましたが、それもなく、現状は賛否の表明はしないと言われておられます。この発言が変わった要因とか経緯につきまして、再度お伺いいたします。

{「はい。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) お答えしますが、最初と最後、それは国県が進める事業について、まだわからないからということはいいましたが、一番最後は賛否を表明しない、それが正しい言葉でございます。はい。以上です。

{「……………」と、7番議員。}

{「……………」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「議長、止めてください。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) やめてください。不規則発言は。

{「そういうのは不規則発言ですからね。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 静かにしてください。議会運営委員会の委員長ですから。議会運営委員会の委員長ですから。はい、6番議員。

{「はい。」と、6番議員。}

{「議会中であれば、一議員やっけんが。不規則発言は・・・。」と、7番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 政治家としましての発言は大変重いと思います。判断材料が出揃った時点で、ダム建設予定地の村長としまして、ここは政治的な決断が求められると思います。その決断により、ダム建設前提なのかダムによらないものなのか、新の振興計画ができると思います。村民の暮らしに対する安心安全のためにも、政治家としての説明責任が求められると思います。現状は、村民さんも村長の考えや思いが伝わらず、大変心配されておられる方が多くおられるように思います。村民集会を開かれて住民さんの賛成、反対、それぞれの意見を募ってみたり、議会においても議員一人一人の発言を聞くのもいい方法ではないかと思います。国が決めたことだからとか、流水ダムが新たに追加されただけでなく、ダム建設予定地の村長としての政治的な判断を求めています。また判断に迷っておられるのであれば執行部からの提案として、住民投票条例を制定して村民さんの思いを確認されてはどうでしょうか。昨年、水没予定地の五木村長が、流水型ダム建設を前提とした振興策の策定を決断されました。相良村民もダム建設予定地の相良村長の判断を待っておられると思います。流水型ダムは、10年後に完成予定でございますが、完成後に、もし、ダム上流に大雨が降り、ダムの緊急放流で下流域に被害が出てからでは遅いですし、地区別懇談会の席上でも、同様に不安に思われておられる方もいらっしゃいました。流水型ダムでも、時間の経過とともに、ダム内に土砂が溜まります。放流時にすべてが流れず、堆積すると、濁りの発生の原因にもなります。19年連続水質日本一の清流川辺川、ダムでなくなると非常に心配をしております。今までに建設されました流水型ダムにおいても、山形県最上小国ダムでは、上下流でも植生が変わり、土砂が堆積し、濁りが長期化して、川鮎の取れ高も減少していると聞いております。流水型ダムの説明会時に、先生の方から、過去に失敗事例から学んだことを新技術として取り入れていると話され、今後、不具合が発生する場合もあり、完全でないと話されたことも、私にとっては不安材料の1つでございます。清流川辺川を子々孫々残すためにも巨大な人工物であり、流水型ダムを建設してはいけないと、私はこのように考えます。以上で質問を終わります。

○議長(永田博人議員) 3回しました。

{「・・・・・・・・。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) いや、答えんでよかです。

{「・・・・・・・・。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 議長から発言のお許しをいただきまして、本当にありがとうございます。今、長々と言われましたが、やはり住民の説明は、県も村が主催で県国も行っておられます。それで不十分だということになればですね、毎年するようにしておりますので、あれで終わりじゃないということになっております。それと、もうダム関係につきましては、いろいろありますが、先ほど知事の文章も読みましたが、やはり、法的には私の方が同意する施設ではありませんが、こういうやり方についてはですね、やはり関心を持ってやると。あと住民の方が住民の方がと言われましたが、住民の方は反対の方もおられますし賛成の方もおられます。中立の方もおられます。よって、ダムがどういうものか。それをするために区長会、農業委員、商工会等の代表の方、東成瀬村に行っていました。議会の方も行っていただきましたが、6番議員も行っていただければですね、ダムの現状がどうだったか。それと、つくば中央研究所にその模型もありますので、そういうのを見て、それでもどうかこうかって言われて1回ですね、そういうところを見に行ってください。見に行くと、これ強制できませんが、議会の皆さんが行かれたときには行って欲しかったなど。私は強制じゃありません。また何回かあると思いますので、その時にはやはり見ていただいて、どういう疑問があればその中でしていただければと。その中で国交省も県もいるんですから国交省、県に向かって、ちゃんと意見を言う。見ないで私だけに言う。これはちょっとおかしいんじゃないかと思って。私も国県にちゃんと言うべきことは言いますし、議員の皆さんも研修のときには国県にしっかりご意見を言われましたので、立場については、私は先に申しました立場でおります。以上でございます。

{「長々と60年間経っても判断できんダム問題ってないでしょ。成瀬ダムに……。」

と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 発言やめてください。やめてください。次に、
{「これくらいは言うてよかと。立地自治体として代表者にはっきりして欲しいというだけ。」と、7番議員。}



○議長(永田博人議員) 次に、2番議員。
{「……………」と、7番議員。}
{「……………」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 不規則発言はやめてください。
{「……………」と、7番議員。}
{「……………」と、村長。}
{「……………」と、7番議員。}
{「次々。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) やめてください。失礼な。関係なかです。

{「・・・・・・・・・・。」と、7番議員。}

{「・・・・・・・・・・。」と、村長。}

{「・・・・・・・・・・。」と、7番議員。}

{「・・・・・・・・・・。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。7番議員。静かにしてください。

{「これくらいいいですよ。大事な話ですから。」と、7番議員。}

{「ありがとうございます。」と、村長。}

{「・・・読んでなかる。読んだ。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) 読んだです。すみません。

{「はい、どうぞ。」と、9番議員。}

{「はい、どうぞ。」と、8番議員。}

○2番(恒松隆生議員) はい。2番恒松です。最後の通告者となっております。それでは質疑事項を質問したいと思います。表題として農林業等の高騰、物価高騰対策についてと表題しておりますが。まず、この①で、昨今というよりも日々が、この物価高騰で大変日本中の方が苦しまれております。そういう諸事情もありますが、特にこの本村では村長による村政運営に対する重点施策として、教育福祉復興支援等が非常によく行われております。また、特に村民支援のためには支援商品券が数回も発行されております。これは他町村より非常に優遇されていると感じております。それらもいろいろ諸々ある中に関してですが、農林業に一応従事している方々の声を反映しまして、この高騰対策をどのように考えておられるのか村長よろしくお願ひします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) お答えします。商品券についてはですね、物価高で、誰にどうかということで、皆さんが物価高で困っておられるということで一律に商品券を出しました。これはばらまきじゃなくてですね。やはり、よその町村では、そういう対策は対策に全部使う市町村もありますが、私はもう物価高で皆さんがやはり困っておられるということでそういう方向でやっております。それに対して、議会もご同意いただきましたので、そういう商品券の発行はさせていただいております。農業についてはですね、部門部門で燃料とか材料の補助とかしております。ただ、ここで部門部門にこう言えば、あそこの部門にはたくさんいつてる、ここの部分には少ないとかいろいろ出てくると思いますが、やはりお茶については燃料、或いは肥料等も、また野菜部会についてもですねやってる。畜産については、受精卵移植とかそういうものの補助も1つ1つやっておりまして、農業全体でもやる部分、補助は。一番補助が多いのは農業関係で、飛行場用水とか棚葉瀬とか、あれも農業関係の補助ですので。それと基盤整備高原も、新並木も井沢もですね。だから部門では農業関係補助が多いんですが。農家のここについては、集約、いろんな事業を受託されるところについては機械補助

等もやっておりますが、国の補助、県の補助も合わせて、当2番議員も農業に力入れておられますので、今後もそういうふうな、いろんなことがあればですね、お知恵を拝借して、農業振興にやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 限られた財源の中からという捻出をするためには、いろいろ各部門にわたって障害が発すると感じております。今、村長言われましたように農業には特にいろいろ、分配のウエイトが大きいということだと考えております。続きまして2番目ですが、また、この農林業です。この経営継続を営む上で生産出荷販売に対して諸々の費用がかかっています。この数年ですね、非常に資材様々等を物等について高騰はしております。中には、倍以上上昇しているものもございますが、たまたま、この農業にしてこの米、今年の7年度の米は、例年になく高い金額で買い付けがなされておりました。しかしながらちょっとだんだん11月迎えるにつれて、メーカーの価格が皆様、買い控えとなっております。しかしながら、消費者に対する米の買い入れ価格は高止まりで終わっております。またこの米は、また来年にもちょっと響くと思っておりますが、もう来年度はもう、7年度のようなこの価格が買い入れが表示できるとは考えておりません。そのためにも、いろいろ生産するコストこれを幾らか軽減できるかできないかということを考えております。その他、この近隣の町村で、この物価高支援に対して支援対策が、講じられるという行政区がございます。当村でも、このように考える措置はできるかお答えをお願いします。農林振興課長よろしくをお願いします。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長お答えいたします。近年、国際的な原油価格の高止まり、円安の進行、海外依存度の高い肥料原料の供給制約、物流コストの上昇などを複合的な要因と併せまして、地政学リスクの影響によって資材価格が短期間で大きく変動しやすい状況になっております。このような中、本村はですね、小規模農家が多いわけですが、小規模農家は資材のこのような高騰の影響を特に受けやすく、生産物の価格転化も難しい状況にあります。従いまして、経営継続を営むための支援策といたしましては、従来の新規就農者の担い手づくりのための補助、これは農地を守るためとかですね、そういったこともありますが、共同利用型の農業機械の購入の補助、また必要に応じて今年度も経済対策の中であると思っておりますが、国の支援ですね、こういった交付金を利用して、肥料、資材、燃料等の資材購入するときの補助など、そういった拡充を図っていきたいと考えているところでございます。以上お答えいたします。

{「はい。」と、2番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

○2番(恒松隆生議員) 当村は小規模農家が多数あるとお答えいただきました。とにかく、その小規模農家はそれなりに意欲があって農業されております。やっぱ農家の方は、ある程度の毎年じゃなくてもいいですけど、痛みを考えてわかってもらって生活する上での資材高騰に対する、どうか支援をいただきたいという考えがいっぱいあります。こういうやつを数年ごとでもいいですが、制度化していただければと考えています。このような考えを村長よろしくお願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 2番議員おっしゃるようにやはり農家がですね、いろいろ米関係を例えますと、高いときには農協以外に売られると。自分たちが作られた農業協同組合であって、よそに売られるということで、なかなか難しい点があるかと思いますが、やはり、補助についても今言われました、いいアイデアの補助があればするんですが、機械の修理をされておりますので、言いにくいんですが、ここの機械に対しての補助はしても一緒だと。その代わり、担い手、人も田んぼもこうしてある方についてはちゃんと規定がございますので、コンバインとか田植え機をですね、小さい零細農家は買わないように。その代わり、やっぱり大きくされる農家が、そこを手伝うという形の補助が、もう機械が一番高いものですから、そこはやっていくと。ただ、肥料等について国も肥料会社に補助しております。農業関係ではですね。よって肥料もある程度は押さえているんですが、またそれと別に、村でも資材とか何とかいろいろ、という話ですので、新たにJA等で推進作物があった場合は、その推進作物に対して幾らかの補助をするとか、それは、また今後、柔軟にやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

○2番(恒松隆生議員) 先ほどもちょっと話をしましたが、限られた財源、これは本当村民方々のために使っていただくという金額ですので、農業だけでとは申しあげませんが、今後いろいろな支援があるとしたら、ぜひ事業化して進めていただければと思っております。以上です。終わります。



○議長(永田博人議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午後02時50分